

# 了鳥取県公報

平成17年3月25日(金) 号外第37号

每週火:金曜日発行

次 目

規 

------公布された規則のあらまし<del>----</del>

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

- 1 組織改正関係 (改正規則第3条、第4条関係)
  - (1) 本庁に関する事項 (第5条、第6条関係)
    - ア 行政監察監を部等に相当するものとすることとした。
    - イ 次に掲げる機関を本庁の機関とすることとした。
      - (ア) 自治研修所
      - (イ) 衛生環境研究所
    - ウ 課及び室の再編等
      - (ア) 次に掲げる課及び室を新設することとした。

防災局消防防災航空室

生活環境部景観まちづくり課

生活環境部公園自然課

県土整備部道路企画課

県土整備部道路建設課

- (イ) 男女共同参画推進課を生活環境部から企画部へ移管することとした。
- (ウ) 振興課を文化政策課に改めることとした。
- (エ) 次に掲げる課を廃止することとした。

文化観光局景観自然課

生活環境部環境管理推進課

県土整備部道路課

県土整備部都市計画課

県土整備部建築課

- (2) 附属機関に関する事項 (第18条関係)
  - ア 附属機関の庶務担当機関を変更することとした。
    - (ア) 鳥取県自治研修所運営審議会の庶務担当機関を自治研修所 (現行 職員課) とすることとした。
    - (イ) 鳥取県文化芸術振興審議会の庶務担当機関を文化政策課(現行 振興課)とすることとした。
    - (ウ) 鳥取県調理師試験委員の庶務担当機関を食の安全推進課(現行 健康対策課)とすることとし た。
    - (エ) 鳥取県景観審議会の庶務担当機関を景観まちづくり課(現行 景観自然課)とすることとした。
    - (オ) 鳥取県都市計画審議会、鳥取県開発審査会、鳥取県屋外広告物審議会、鳥取県国土利用計画地 方審議会及び鳥取県土地利用審査会の庶務担当機関を景観まちづくり課(現行 都市計画課)とす

ることとした。

- (カ) 鳥取県建築審査会及び鳥取県建築士審査会の庶務担当機関を景観まちづくり課 (現行 建築課) とすることとした。
- (3) 地方機関に関する事項
  - ア 各総合事務所の県税事務所を県税局に改めるとともに、県税総務課を廃止することとした。(第26条の3関係)
  - イ 中部総合事務所福祉保健局の福祉保健課を福祉支援課に改めることとした。(第26条の3関係)
  - ウ 中部総合事務所及び日野総合事務所の農林局農林総務課を廃止することとした。(第26条の3関係)
  - 工 西部福祉保健局を西部総合事務所の内部組織とし、西部総合事務所福祉保健局に改めるとともに、 福祉保健課を廃止し、福祉支援課及び障害者支援課を新設することとした。(第26条の3、新第36条 の7、新第36条の8関係)
  - オ 西部総合事務所農林局の西伯農業改良普及所を大山農業改良普及所に改めることとした。(第26条の3関係)
  - カ 西部総合事務所農林局に大山・弓浜農業用水対策室を新設することとした。(第26条の3関係)
  - キ 西部総合事務所県土整備局に米子空港整備室を新設することとした。(第26条の3関係)
  - ク 大山自然歴史館の設置に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第26条の3、第34条の5の2、 第86条関係)
  - ケ 八頭県民局を新設することとした。(第29条~第30条の2関係)
  - コ 中部県税事務所及び西部県税事務所の県税総務課を廃止することとした。(第34条関係)
  - サ 工事検査出張所の所管を総務部から行政監察監に改めることとした。(第34条の2、第34条の3、 第156条の17の2、第156条の17の3関係)
  - シ 山陰海岸自然科学館及び氷ノ山自然ふれあい館の所管を文化観光局から生活環境部に改めることと した。(旧第36条の7、旧第36条の8、第36条の9、第36条の10、第86条~第89条関係)
  - ス 東部福祉保健局の福祉保健課を廃止し、福祉支援課及び障害者支援課を新設するとともに、八頭支局を廃止することとした。(第36条の12関係)
  - セ 東部福祉事務所及び西部福祉事務所の福祉保健課を廃止し、福祉支援課及び障害者支援課を新設することとした。(第38条関係)
  - ソ 東部福祉事務所郡家分室を廃止することとした。(第38条関係)
  - タ 中部福祉事務所の福祉保健課を福祉支援課に改めることとした。(第38条関係)
  - チ 福祉相談センターの相談課を廃止し、児童相談課及び女性相談課を新設することとした。(第38条の4関係)
  - ツ 次に掲げる機関を廃止することとした。(第43条~第45条の2、第45条の4~第45条の11、第47条の2、第47条の3関係)
    - (ア) 身体障害者更生施設障害者福祉センター厚和寮
    - (イ) 知的障害者更生施設西部やまと園及び羽合ひかり園
    - (ウ) 知的障害者授産施設白兎はまなす園
    - (工) 身体障害者授産施設障害者福祉センターつばさ園及びあさひ園
    - (才) 知的障害者通勤寮境港通勤寮
    - (カ) 身体障害者療護施設障害者福祉センター友愛寮
    - (キ) 特別養護老人ホーム三津白寿苑、巌城はごろも苑及び皆生みどり苑
  - テ 皆生小児療育センターを総合療育センターに改めることとした。(第64条、第66条関係)
  - ト 鳥取保健所郡家支所を廃止することとした。(第71条の2, 第71条の3関係)
  - ナ 鳥取保健所及び米子保健所の福祉保健課を廃止し、障害者支援課を新設することとした。(第71条の3関係)

- 二 倉吉保健所の福祉保健課を廃止し、福祉支援課を新設することとした。(第71条の3関係)
- ヌ 男女共同参画センターの所管を総務部及び生活環境部から総務部及び企画部に改めることとした。 (第156条の18関係)
- (4) その他

内部組織、所掌事務等について所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 市町村合併に伴う改正関係 (改正規則第1条、第2条、第5条関係)
  - (1) 大山町の設置に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第74条関係)
  - (2) 八頭町の設置に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第71条の2、第106条、第107条、第155 条、附則第3項~第6項関係)
  - (3) 北栄町の設置に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第115条、第117条関係)
- 3 施行期日等
  - (1) この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれに 定める日から施行することとした。
    - ア 2(1)の改正 平成17年3月28日
    - イ 2(2)の改正 平成17年3月31日
    - ウ 1(3)クの改正 鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の施行の日
    - エ 2(3)の改正 平成17年10月1日
  - (2) 次に掲げる規則について、所要の規定の整備を行うこととした。
    - ア 建築士法施行細則
    - イ 鳥取県県営林極印取扱規則
    - ウ 現業職員の給与に関する規則
    - 工 鳥取県公有財産事務取扱規則
    - オ 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則
    - カ 鳥取県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則
  - (3) 鳥取県立境港通勤寮管理規則を廃止することとした。

規	則
---	---

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

鳥取県知事 片 山

# 鳥取県規則第16号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改	正	後	改	正	前

(名称、位置及び所管区域)

第74条 鳥取県食肉衛生検査所条例 (平成12年鳥取県│第74条 鳥取県食肉衛生検査所条例 (平成12年鳥取県 条例第16号) 第1条の規定により設置された食肉衛 生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおり である。

名称	位置	所管区域
鳥取県食肉衛生検	西伯郡	鳥取県の区域
查所	大山町	

(名称、位置及び所管区域)

条例第16号) 第1条の規定により設置された食肉衛 生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおり である。

名称	位置	所管区域
鳥取県食肉衛生検	西伯郡	鳥取県の区域
查所	名和町	

第2条 鳥取県行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改	正	前
-------	---	---	---

(名称、位置及び所管区域)

#### 第71条の2 略

保健所の支所の名称、位置及び所管区域は、次のと おりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取保健所	八頭郡	八頭郡
郡家支所	八頭町	

#### (名称、位置及び管轄区域)

の設置等に関する条例(昭和36年鳥取県条例第19号) 第1条の規定により設置された地方農林振興局の名 称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
略		
鳥取県八頭地方農	八頭郡	八頭郡
林振興局	八頭町	

#### (内部組織及び所掌事務)

# 第107条 略

2 農業改良普及所(鳥取農業改良普及所、気高農業 2 農業改良普及所(鳥取農業改良普及所、気高農業 改良普及所及び八頭農業改良普及所に限る。次項に おいて同じ。)の位置及び管轄区域は、次のとおり である。

名称 位置 管轄区域
------------

(名称、位置及び所管区域)

#### 第71条の2 略

2 鳥取県保健所条例第3条の規定により設置された 2 鳥取県保健所条例第3条の規定により設置された 保健所の支所の名称、位置及び所管区域は、次のと おりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取保健所	八頭郡	八頭郡
郡家支所	郡家町	

#### (名称、位置及び管轄区域)

第106条 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所|第106条 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所 の設置等に関する条例 (昭和36年鳥取県条例第19号) 第1条の規定により設置された地方農林振興局の名 称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
略		
鳥取県八頭地方農	八頭郡	八頭郡
林振興局	郡家町	

#### (内部組織及び所掌事務)

# 第107条 略

改良普及所及び八頭農業改良普及所に限る。次項に おいて同じ。)の位置及び管轄区域は、次のとおり である。

名称	位置	管轄区域

略		
八頭農業改良普及	八頭郡	八頭郡
所	八頭町	

#### 3 略

#### (名称、位置及び所管区域)

鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置された 地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、次の とおりである。

名称	位置	所管区域
略		
鳥取県八頭地方県	八頭郡	八頭郡
土整備局	八頭町	

#### 附則

#### 1及び2 略

(鳥取市と八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村 の合併に伴う鳥取県鳥取保健所郡家支所の名称、位置 及び所管区域の特例)

3 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間 における第71条の2第2項の適用については、同項 の規定にかかわらず、鳥取県鳥取保健所郡家支所の 名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。こ の場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそ れらの区域は、平成16年10月31日におけるものを示 す (次項から第6項までにおいて同じ。)。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取保健所	八頭郡	鳥取市 (旧八頭郡河
郡家支所	八頭町	原町、旧八頭郡用瀬
		町及び旧八頭郡佐治
		村の区域に限る。)
		及び八頭郡

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原 町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、 同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方農林振興 局の名称、位置及び管轄区域の特例)

4 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間 における第106条の適用については、同条の規定に かかわらず、鳥取県鳥取地方農林振興局及び鳥取県 八頭地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、 次のとおりとする。

名称 位	置 管	轄区域
------	-----	-----

略		
八頭農業改良普及	八頭郡	八頭郡
所	郡家町	

#### 3 略

#### (名称、位置及び所管区域)

第155条 鳥取県地方県土整備局設置条例(平成7年│第155条 鳥取県地方県土整備局設置条例(平成7年 鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置された 地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、次の とおりである。

名称	位置	所管区域
略		
鳥取県八頭地方県	八頭郡	八頭郡
土整備局	郡家町	

#### 附 則

#### 1及び2 略

(鳥取市と八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村 の合併に伴う鳥取県鳥取保健所郡家支所の名称、位置 及び所管区域の特例)

3 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間 における第71条の2第2項の適用については、同項 の規定にかかわらず、鳥取県鳥取保健所郡家支所の 名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。こ の場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそ れらの区域は、平成16年10月31日におけるものを示 す (次項から第6項までにおいて同じ。)。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取保健所	八頭郡	鳥取市 (旧八頭郡河
郡家支所	郡家町	原町、旧八頭郡用瀬
		町及び旧八頭郡佐治
		村の区域に限る。)
		及び八頭郡

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原 町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、 同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方農林振興 局の名称、位置及び管轄区域の特例)

4 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間 における第106条の適用については、同条の規定に かかわらず、鳥取県鳥取地方農林振興局及び鳥取県 八頭地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、 次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
----	----	------

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原 町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、 同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地域農業改良 普及センターの名称、位置及び管轄区域の特例)

5 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間 における第107条第2項の適用については、同項の 規定にかかわらず、鳥取農業改良普及所、気高農業 改良普及所及び八頭農業改良普及所の名称、位置及 び管轄区域については、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
略		
八頭農業改良普及	八頭郡	鳥取市 (旧八頭郡河
所	八頭町	原町、旧八頭郡用瀬
		町及び旧八頭郡佐治
		村の区域に限る。)
		及び八頭郡

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原 町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、 同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方県土整備 局の名称、位置及び所管区域の特例)

6 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間 における第155条の適用については、同条の規定に かかわらず、鳥取県鳥取地方県土整備局及び鳥取県 八頭地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、 次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
略		
鳥取県八頭地方県	八頭郡	鳥取市 (旧八頭郡河
土整備局	八頭町	原町、旧八頭郡用瀬
		町及び旧八頭郡佐治
		村の区域に限る。)
		及び八頭郡

7~11 略

略		
鳥取県八頭地方農	八頭郡	鳥取市 (旧八頭郡河
林振興局	郡家町	原町、旧八頭郡用瀬
		町及び旧八頭郡佐治
		村の区域に限る。)
		及び八頭郡

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原 町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、 同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地域農業改良 普及センターの名称、位置及び管轄区域の特例)

5 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間 における第107条第2項の適用については、同項の 規定にかかわらず、鳥取農業改良普及所、気高農業 改良普及所及び八頭農業改良普及所の名称、位置及 び管轄区域については、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
略		
八頭農業改良普及	八頭郡	鳥取市 (旧八頭郡河
所	郡家町	原町、旧八頭郡用瀬
		町及び旧八頭郡佐治
		村の区域に限る。)
		及び八頭郡

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原 町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、 同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方県土整備 局の名称、位置及び所管区域の特例)

6 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間 における第155条の適用については、同条の規定に かかわらず、鳥取県鳥取地方県土整備局及び鳥取県 八頭地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、 次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
略		
鳥取県八頭地方県	八頭郡	鳥取市 (旧八頭郡河
土整備局	郡家町	原町、旧八頭郡用瀬
		町及び旧八頭郡佐治
		村の区域に限る。)
		及び八頭郡

7~11 略

第3条 鳥取県行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項

等」という。) に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この 条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動 条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」 という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この 条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下この条にお いて「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに 追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該 改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分 に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の 表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分 (以下この条において「改正後表」という。) が存在する場合には、 当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改 て後まに対応するなてまがたなしない場合には、火気なて後まと切らる

正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該	設正後表を加える。
改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章~第3章 略	第1章~第3章 略
第4章 地方機関	第4章 地方機関
第1節及び第1節の2 略	第1節及び第1節の2 略
第2節 総務部の所管に属する機関	第2節 総務部の所管に属する機関
第1款~第3款 略	第1款~第3款 略
第4款 県民局 (第29条-第30条の2)	第4款 削除
第5款 削除	第5款 自治研修所 (第31条・第32条)
第6款 略	第6款 略
第7款 <u>削除</u>	第7款 工事検査出張所 (第34条の2・第34条
	<u>Ø3)</u>
第8款及び第9款 略	第8款及び第9款 略
第3節 文化観光局の所管に属する機関	第3節 文化観光局の所管に属する機関
第1款~第1款の3 略	第1款~第1款の3 略
第2款 削除	第2款 削除 (第35条 - 第36条の2)
第3款及び第4款 略	第3款及び第4款 略
	第5款 山陰海岸自然科学館 (第36条の7・第
	36条の8)
	第6款 氷ノ山自然ふれあい館 (第36条の9・
	第36条の10)
第4節 福祉保健部の所管に属する機関	第4節 福祉保健部の所管に属する機関
第1款 福祉保健局 (第36条の7・第36条の8)	第1款 福祉保健局 (第36条の11・第36条の12)
第1款の2~第3款 略	第1款の2~第3款 略
	第 4 款 身体障害者更生施設 (第43条 第45条)
第4款 知的障害者更生施設 (第43条・第44条)	第4款の2 知的障害者更生施設 (第45条の2
	・第45条の3)

第4款の3 知的障害者授産施設 (第45条の4 ・第45条の 5)

第4款の2 障害者体育センター (第45条・第 45条の2)

第5款 略

第6款~第19款 略

第5節 生活環境部の所管に属する機関

第1款 略

第2款 削除

第3款 略

第4款 消費生活センター (第82条 - 第85条)

第5款 山陰海岸自然科学館 (第86条・第87条)

第6款 氷ノ山自然ふれあい館 (第88条・第89 条)

第6節 商工労働部の所管に属する機関

第1款~第6款 略

第7款 削除

第7節及び第8節 略

第8節の2 行政監察監の所管に属する機関(第

156条の17の2・第156条の17の3)

第8節の3 総務部及び企画部の所管に属する機 関 (第156条の18・第156条の19)

第9節及び第10節 略

第5章 略

附則

(機関の分類)

第2条 略

2 及び3 略

4 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。

(1)~(3) 略

(4) 法第244条第1項の規定に基づき設置される │ (4) 法第244条第1項の規定に基づき設置される 公の施設 (鳥取県衛生環境研究所、鳥取県産業技 術センター及び鳥取県立農業大学校を除く。)

第1節 部等、局、課等の設置

第4款の4 身体障害者授産施設 (第45条の6

・第45条の7)

第4款の5 知的障害者通勤寮 (第45条の8

・第45条の9)

第4款の6 身体障害者療護施設 (第45条の10

・第45条の11)

第 4 款の 7 障害者体育センター (第45条の12

・第45条の13)

第5款 略

第5款の2 特別養護老人ホーム (第47条の2

・第47条の3)

第6款~第19款 略

第5節 生活環境部の所管に属する機関

第1款 略

第2款 衛生環境研究所 (第77条 - 第79条)

第3款 略

第4款 消費生活センター (第82条 - 第89条)

第6節 商工労働部の所管に属する機関

第1款~第6款 略

第7款 削除 (第104条・第105条)

第7節及び第8節 略

第8節の2 総務部及び生活環境部の所管に属す る機関 (第156条の18・第156条の19)

第9節及び第10節 略

第5章 略

附則

(機関の分類)

第2条 略

2 及び3 略

4 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。

(1)~(3) 略

公の施設(鳥取県産業技術センター及び鳥取県立 農業大学校を除く。)

第1節 部、局、課等の設置

# (部等及び局の名称等)

第5条 鳥取県部等設置条例 (平成6年鳥取県条例第 | 第5条 鳥取県部等設置条例 (平成6年鳥取県条例第 5号) 第1条の規定により設置された部等は、次の とおりである。

防災局

総務部

企画部

文化観光局

福祉保健部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

行政監察監

2 略

# (局及び課並びに内部組織の設置)

掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の 右欄に掲げる係等を置く。

白悧に饱	ける係寺を直	\
部等	局及び課	内 部 組 織
防災局	防災危機管	情報システム管理室
	理課	
	消防課	
	消防防災航	
	空室	
総務部	略	
	職員課	給与管理室
	自治研修所	
	略	
	市町村振興	
	課	
	国際課	地域国際化係・国際交流第
		一係・国際交流第二係・旅
		券係
	略	
企画部	略	
	協働推進室	企画員
	男女共同参	企画員
	画推進課	
	略	
İ		

(部等及び局の名称等)

5号) 第1条の規定により設置された部等は、次の とおりである。

防災局

総務部

企画部

文化観光局

福祉保健部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

2 略

(局及び課並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の左欄に掲げる部等に、同表の中欄に 第6条 次の表の左欄に掲げる部等に、同表の中欄に 掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の 右欄に掲げる係等を置く

	げる係等を置	• • •
部等	局及び課	内 部 組 織
防災局	防災危機管	企画係・防災基盤係・情報
	理課	システム管理室
	消防課	消防係・保安係・消防防災
		航空センター
総務部	略	
	職員課	給与管理室
	略	
	市町村振興	分権推進室
	課	
	国際課	地域国際化係・国際交流第
		一係・国際交流第二係・旅
		<b>券</b> 係
	行政監察室	工事検査室
	略	
企画部	略	
	協働推進室	総務係・企画員
	—————— 略	

	統計課	
文化観	文化政策課	鳥取砂丘室
光局	略	
	観光課	調査指導係・地域魅力向上
		係・誘致宣伝係
福祉保	略	
健部	障害福祉課	計画・認定係・施設福祉係・
		精神保健福祉係・地域生活
		支援室
	長寿社会課	高齢者自立支援係・高齢者
		施設福祉係
	子ども家庭	次世代育成係・保育係
	課	
	略	
	健康対策課	健康増進係・母子保健係
生活環	環境政策課	総務係・大気係・環境管理
境部		推進室・地球温暖化対策室・
		水環境室
	衛生環境研	総務課・企画調整室・保健
	究所	衛生室・食品衛生室・水環
		境室・環境化学室・大気・
		地球環境室
	循環型社会	環境産業育成室
	推進課	
	県民生活課	
	食の安全推	
	進課	
	景観まちづ	
	くり課	
	公園自然課	
	略	
商工労	略	
働部	経済交流課	商業流通係・国際通商係
	産業技術セ	略
	ンター	研究企画室

	統計課	企画調整係・人口生計教育
		係・商工農林係・普及係・
		統計資料係
文化観	振興課	鳥取砂丘室
光局	_ <del></del> 略	
	観光課	調査指導係・地域魅力向上
		係・誘致宣伝係
	景観自然課	景観づくり係・公園施設係
福祉保	略	
健部	障害福祉課	計画・認定係・施設福祉係・
		在宅福祉係・精神保健福祉
		係
	長寿社会課	生きがい増進係・施設福祉
		係
	子ども家庭	次世代育成支援係・家庭福
	課	祉係・保育係
	略	
	健康対策課	健康管理係・地域保健係・
		予防係・健康増進係
生活環	環境政策課	総務係・大気係・水環境室・
境部		自然エネルギー推進室
	環境管理推	
	進課	
	循環型社会	環境産業育成室
	推進課	
	男女共同参	企画係・雇用均等・両立支
	画推進課	援係
	県民生活課	消費生活係
	食の安全推	
	進課	
	略	
商工労	略	
働部	経済交流課	商業流通係・国際通商係・
		計量係
	略	
	産業技術セ	略
	ンター	研究企画部
l .	l	

1	1

		技術開発室略
		略
	略	
農林水	略	
産部	生産振興課	振興調整係
	<u></u> 畜産課	管理係・企画・中小家畜 係・肉用牛係・酪農草地 係・衛生環境係・和牛全 共室
	耕地課	地域農業基盤室
	林政課	森林企画係・森林環境係・ 林業経営係・林産振興室・
	m fz	林業専門技術員室
	略	
商工労 働部・ 農林水 産部	市場開拓課	地産地消推進室
是出。 県土整	略	
備部	道路企画課	路政係・企画調査係・維 持係・安全施設係・高速 道路推進室
	道路建設課	県道係・国道係・街路係・ 農道係
	河川課	水政係・計画係・河川係
	治山砂防課	採石係 <u>・企画調査係</u> ・砂 防係・治山係
	略	·
	空港港湾課	管理係・港湾係・空港係・ 漁港係・漁場係

# (防災局各課の所掌事務)

する。

		技術開発部略
		略
	 略	
農林水	略	
産部	生産振興課	管理係・農産係・果樹係・
		野菜花き係
	畜産課	管理係・企画係・中小家
		畜係・肉用牛係・酪農草
		地係・衛生環境係
	耕地課	管理係・指導係・総合整
		備係・農村整備企画室
	林政課	企画係・森林環境係・経
		営支援係・林産振興室・
		林業専門技術員室
	略	
商工労	市場開拓課	市場調査係・販路拡大係・
働部·		地産地消推進室
農林水		
産部		
県土整	略	
備部	道路課	路政係・企画調査係・維
		持係・県道係・国道係・
		農道係・安全施設係・高
		速道路推進室
	都市計画課	管理係・計画係・街路区
		画係・土地利用係・緑地
		公園室
	河川課	水政係・計画係・河川係・
	>/- 1 T-1- F2- +FF	ダム係
	治山砂防課	採石係・砂防係・治山係
	m&	
	略 	<b>答理场,洪亦</b> 场,克进场
	空港港湾課	管理係・港湾係・空港係・ 漁港室
	建築課	<u> </u>
	建采酥	官理係・よりフィリ推進 係・建築指導係
		小

# (防災局各課の所掌事務)

第6条の2 防災局各課の所掌事務は、次のとおりと 第6条の2 防災局各課の所掌事務は、次のとおりと する。

防災危機管理課 略

消防課

(1)~(4) 略

(5) 略

消防防災航空室

- (1) 消防防災ヘリコプターに関すること。
- (2) 消防防災ヘリコプターによる市町村等への支 援に関すること。

(総務部各課の所掌事務)

- 第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。│第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 総務課
  - (1)~(16) 略
  - (17) 県庁内図書室の管理運営及び職員の情報の収 集・活用能力向上の支援に関すること。
  - (18) 県史編さんに関すること。
  - (19) 略
  - (20) 略
  - (21) 部及び行政監察監の予算経理、連絡調整及び 庶務に関すること。
  - (22) 部内及び行政監察監内の研修に関すること。
  - (23) 略

県民室

- (1)~(6) 略
- (7) 八頭県民局に関すること。

広報課及び教育・学術振興課略 管財課

- (1)~(8) 略
- (9) 営繕に関すること。

(10)及び(11) 略

職員課

- (1) 略
- (2) 職員の人材育成に関すること。
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

防災危機管理課 略

消防課

- (1)~(4) 略
- (5) 消防防災ヘリコプターの運航管理に関するこ
- (6) 消防防災ヘリコプターによる市町村等への支 援に関すること。

(7) 略

(総務部各課の所掌事務)

- 総務課
- (1)~(16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 部の予算経理、連絡調整及び庶務に関するこ と。
- (20) 部内の研修に関すること。
- (21) 略

県民室

(1)~(6) 略

広報課及び教育・学術振興課 略 管財課

- (1)~(8) 略
- (9) 大規模な営繕(障害福祉課の所掌に属するも のを除く。) に関すること (施工監理に関する事 項を除く。)。
- (10)及び(11) 略

職員課

- (1) 略
- (2) 職員の研修に関すること。
- (3) 職員の能力の向上に関すること。
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

自治研修所

県、市町村及び地方公共団体の組合の職員の資質 の向上並びに事務能率の増進を図るための研修の企 画及び実践に関すること。

福利厚生室~財政課 略

税務課

- (1)~(6) 略
- (7) 債権管理の支援調整に関すること。

市町村振興課

- (1) 市町村の行政運営の支援及び地方分権の推進 に関すること。
- (2)及び(3) 略

国際課 略

人権局人権推進課及び人権局同和対策課 略

(企画部各課の所掌事務)

- 企画振興課
  - (1) 略
  - (2) 国土計画の調整に関すること。
  - (3)及び(4) 略
  - (5) 部及び文化観光局の予算経理、連絡調整及び 庶務に関すること。
  - (6) 略

地域自立戦略課及び協働推進室 略 男女共同参画推進課

- (1) 男女共同参画社会の実現のための施策の企画、 連絡調整及び推進に関すること。
- (2) 男女の労働環境の整備並びに仕事及び育児の

- (7) 略
- (8) 略
- (9) 自治研修所に関すること。
- (10) 略

福利厚生室~財政課 略

税務課

(1)~(6) 略

市町村振興課

- (1) 市町村の行政運営の支援に関すること。
- (2)及び(3) 略
- (4) 市町村の地方分権の推進に関すること。

国際課 略

行政監察室

- (1) 県の業務の実施状況の監察に関すること。
- (2) 県が施行する建設工事の検査に関すること。
- (3) 県費補助に係る建設工事の検査(技術的又は 専門的なもので知事が特に必要があると認めるも のに限る。) に関すること。
- (4) 工事検査出張所に関すること。

人権局人権推進課及び人権局同和対策課 略

(企画部各課の所掌事務)

- 第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 企画振興課
  - (1) 略
  - (2) 地方拠点都市地域、総合保養地域、低開発地 域その他の特定の地域の振興及び水資源対策に関 すること。
  - (3)及び(4) 略
  - (5) 部の予算経理、連絡調整及び庶務に関するこ یے
  - (6) 略

地域自立戦略課及び協働推進室 略

両立支援の促進に関すること。

(3) 男女共同参画センターに関すること (人権局 人権推進課と共管)。

情報政策課及び交通政策課 略

統計課

- (1)及び(2) 略
- (3) 県経済関連統計及び県民所得の推計に関する こと。
- (4)及び(5) 略

(文化観光局各課の所掌事務)

第8条の2 文化観光局各課の所掌事務は、次のとお | 第8条の2 文化観光局各課の所掌事務は、次のとお りとする。

文化政策課

- (1)~(4) 略
- (5) 局の予算経理、連絡調整及び庶務に関するこ と (企画振興課の所掌に属するものを除く。)。
- (6) 略

文化芸術課及び国内交流推進室略 観光課

- (1)~(3) 略
- (4) 総合保養地域の振興に関すること。
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりと│第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりと する。

福祉保健課

- (1)~(18) 略
- (19) 高齢者の生きがい対策に関すること。
- (20) 原爆被爆者の健康管理に関すること。
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略

情報政策課及び交通政策課 略

統計課

- (1)及び(2) 略
- (3) 県経済連関統計及び県民所得の推計に関する こと。
- (4)及び(5) 略

(文化観光局各課の所掌事務)

りとする。

振興課

- (1)~(4) 略
- (5) 局の予算経理、連絡調整及び庶務に関するこ と。
- (6) 略

文化芸術課及び国内交流推進室 略

観光課

- (1)~(3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

景観自然課

- (1) 景観形成の推進に関すること。
- (2) 自然公園及び長距離自然歩道に関すること。
- (3) 山陰海岸自然科学館及び氷ノ山自然ふれあい 館に関すること。

(福祉保健部各課の所掌事務)

する。

福祉保健課

- (1)~(18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略

#### 障害福祉課

- (1)~(6) 略
- 所、知的障害者更生施設、知的障害児施設、肢体 不自由児施設及び障害者体育センターに関するこ と。

# 長寿社会課

- (1)~(3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- こと。

# 子ども家庭課

- (1)~(5) 略
- (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関すること。
- (7) 児童虐待防止に関すること。
- (8) 略

#### 医務薬事課 略

#### 健康対策課

- (1)~(4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略

#### 障害福祉課

- (1)~(6) 略
- (7) 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談 │ (7) 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談 所、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、 知的障害者授産施設、身体障害者授産施設、知的 障害者通勤寮、身体障害者療護施設、知的障害児 施設、肢体不自由児施設及び障害者体育センター に関すること。
  - (8) 大規模な営繕 (知的障害者更生施設 (鹿野か ちみ園及び鹿野第二かちみ園に限る。) 及び肢体 不自由児施設の新築及び増築に限る。) に関する こと (施工監理に関する事項を除く。)。

#### 長寿社会課

- (1)~(3) 略
- (4) 高齢者の生きがい対策に関すること。
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (8) 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに関する (9) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽 費老人ホームに関すること。

# 子ども家庭課

- (1)~(5) 略
- (6) 略

#### 医務薬事課 略

#### 健康対策課

- (1)~(4) 略
- (5) 調理師の身分及び業務に関すること。
- (6) 略
- (7) 原爆被爆者の健康管理に関すること。
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略

#### (生活環境部各課の所掌事務)

する。

#### 環境政策課

(1)~(8) 略

- (9) 略
- <u>(10</u>) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 環境管理システムに関すること。
- (15) 地球温暖化対策に関すること。
- (16) 水資源対策に関すること。
- (17) 略
- <u>(18</u>) 略
- (19) 略

# 衛生環境研究所

- (1) 公衆衛生及び環境に関する調査研究に関する こと。
- (2) 細菌学的検査に関すること。
- (3) 病理臨床試験検査に関すること。
- (4) 化学試験に関すること。
- (5) 食品の衛生検査に関すること。
- (6) 公害の防止のための試験検査に関すること。
- (7) 開放施設等の提供に関すること。

循環型社会推進課 略

#### (生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりと 第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりと する。

#### 環境政策課

- (1)~(8) 略
- (9) 衛生環境研究所に関すること。
- (10) 自然保護に係る施策の企画、調整及び普及啓 発に関すること。
- (11) その他自然環境の保護に関すること。
- (12) 略
- <u>(13</u>) 略
- (14) 略
- (15) 鳥獣の保護及び狩猟に関すること。
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 狂犬病予防及び飼犬等の管理に関すること。
- (19) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (20) 大山オオタカの森に関すること (管理に関す ることを除く。)。
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略

#### 環境管理推進課

環境管理システムに関すること。

# 循環型社会推進課 略

#### 男女共同参画推進課

- (1) 男女共同参画社会の実現のための施策の企画、 連絡調整及び推進に関すること。
- (2) 男女の労働環境の整備並びに仕事及び育児の 両立支援の促進に関すること。
- (3) 男女共同参画センターに関すること (人権局 人権推進課と共管)。

県民生活課

(1)~(13) 略

#### 県民生活課

(1)~(13) 略

- (14) 適正な計量の確保に関すること。
- (15) 略

食の安全推進課

- (1) 略
- び業務に関すること。
- (3)~(7) 略

#### 景観まちづくり課

- (1) 景観形成の推進に関すること。
- (2) 地方拠点都市地域の振興に関すること。
- (3) 都市計画及び都市計画事業 (街路事業を除く。) に関すること。
- (4) 土地区画整理に関すること。
- (5) 屋外広告物に関すること。
- (6) 民間企業の開発事業に係る指導及び連絡調整 に関すること。
- (7) 総合的な土地利用計画の策定及び土地利用規 制対策に関すること。
- (8) 地価公示及び地価調査に関すること。
- (9) 不動産鑑定業に関すること。
- (10) 土地開発基金に関すること。
- (11) 建築に係る施策の企画及び実施に関すること。
- (12) まち並み形成及び市街地整備の推進に関する こと。
- (13) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) の施行 に関すること。
- (14) 建築士法 (昭和25年法律第202号) の施行に 関すること。
- (15) 建築動態統計に関すること。
- (16) 住宅供給公社に関すること。

# 公園自然課

- (1) 自然環境の保全に係る施策の企画、調整及び 普及啓発に関すること。
- (2) 希少野生動植物の保護に関すること。
- (3) その他自然環境の保護に関すること。
- (4) 自然公園及び長距離自然歩道に関すること。
- (5) 都市公園、緑地その他公共空地に関すること。
- (6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。
- (7) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (8) 狂犬病予防及び飼犬等の管理に関すること。
- (9) 山陰海岸自然科学館及び氷ノ山自然ふれあい 館に関すること。
- (10) 大山オオタカの森に関すること (管理に関す

# (14) 略

食の安全推進課

- (1) 略
- (2) 調理師、ふぐ処理師及び製菓衛生師の身分及 (2) ふぐ処理師及び製菓衛生師の身分及び業務に 関すること。
  - (3)~(7) 略

ることを除く。)。

住宅政策課 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおり 第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおり とする。

経済政策課 略

経済交流課

(1)~(4) 略

産業開発課

(1)~(7) 略

(8) 低開発地域の振興に関すること。

産業技術センター及び労働雇用課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりと 第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりと する。

農政課

(1)~(3) 略

(4) 農業改良専門技術の普及指導に関すること。

(5)~(12) 略

農業大学校~水産振興局水産課 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりと 第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりと する。

管理課及び企画防災課 略

# 道路企画課

- (1) 道路の整備計画に関すること。
- (2) 道路及び橋梁の維持管理に関すること。
- (3) 交通安全施設等の整備に関すること。
- (4) 道路占用許可等の道路管理に関すること。

住宅政策課 略

(商工労働部各課の所掌事務)

とする。

経済政策課 略

経済交流課

(1)~(4) 略

(5) 適正な計量の確保に関すること。

産業開発課

(1)~(7) 略

産業技術センター及び労働雇用課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

する。

農政課

(1)~(3) 略

(4) 農業改良専門技術に関すること。

(5)~(12) 略

農業大学校~水産振興局水産課 略

(県土整備部各課の所掌事務)

する。

管理課及び企画防災課 略

道路課

- (1) 道路及び橋梁に関すること。
- (2) 渡船場に関すること。
- (3) 自動車道に関すること。
- (4) 道路占用及び沿道取締りに関すること。
- (5) 道路技術員の業務に関すること。
- (6) 高速道路の整備の推進に関すること。
- (7) 姫路鳥取線用地事務所に関すること。
- (8) 広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財

源身替農道整備事業に関すること。

- (5) 道路技術員の業務に関すること。
- (6) 駐車場に関すること。
- (7) 高速道路の整備の推進に関すること。
- (8) 姫路鳥取線用地事務所に関すること。

#### 道路建設課

- (1) 道路及び橋梁の建設に関すること (街路事業を含む。)。
- (2) 広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財 源身替農道整備事業に関すること。

河川課~空港港湾課 略

#### (行政監察室の所掌事務)

第13条の2 行政監察室の所掌事務は、次のとおりと する。

- (1) 県の業務の実施状況の監察に関すること。
- (2) 県が施行する建設工事の検査に関すること。
- (3) 県費補助に係る建設工事の検査(技術的又は 専門的なもので知事が特に必要があると認めるも のに限る。)に関すること。
- (4) 工事検査出張所に関すること。

# 都市計画課

- (1) 都市計画及び都市計画事業に関すること。
- (2) 土地区画整理に関すること。
- (3) 都市公園、緑地その他公共空地に関すること。
- (4) 屋外広告物に関すること。
- (5) 駐車場に関すること。
- (6) 民間企業の開発事業に係る指導及び連絡調整 に関すること。
- (7) 総合的な土地利用計画の策定及び土地利用規制対策に関すること。
- (8) 地価公示及び地価調査に関すること。
- (9) 不動産鑑定業に関すること。
- (10)土地開発基金に関すること。河川課~空港港湾課略

## 建築課

- (1) 建築に係る施策の企画及び実施に関すること。
- (2) まち並み形成及び市街地整備の推進に関すること。
- (3) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) の施行 に関すること。
- (4) 建築士法 (昭和25年法律第202号) の施行に 関すること。
- (5) 建築動態統計に関すること。
- (6) 住宅供給公社に関すること。

(内部組織の所掌事務)

以下同じ。) 及び知事に報告しなければならない。 これを変更したときもまた同様とする。

2 略

#### (職制)

#### 第15条 略

- るものを含む。以下同じ。) を、課に課長補佐を置 置くことができる。 くことができる。
- 3 前項のそれぞれの職員を2名以上置く場合におけ 3 前項のそれぞれの職員を2名以上置く場合におけ 課の長が、それぞれ定めるものとする。

4~6 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関) 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属 | 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属 機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げる とおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中 欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同 表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当			
		機関			
略					
鳥取県特別	鳥取県特別職報酬等審議	職員課			
職報酬等審	会条例 (昭和39年鳥取県				
議会	条例第53号)第2条の規				
	定による議会の議員の報				
	酬の額及び知事の給料の				
	額についての諮問に対す				
	る答申に関する事務				
鳥取県自治	鳥取県自治研修所運営審	自治研修			
研修所運営	議会設置条例 (昭和31年	所			
審議会	鳥取県条例第2号)第2				
	条の規定による研修所の				
	運営についての審議に関				
	する事務				

(内部組織の所掌事務)

第14条 内部組織の所掌事務は、課の長が定め、主管 第14条 内部組織の所掌事務は、課の長が定め、主管 部長(防災監、文化観光局長及び行政監察監を含む。 部長(防災監及び文化観光局長を含む。以下同じ。) 及び知事に報告しなければならない。これを変更し たときもまた同様とする。

2 略

#### (職制)

#### 第15条 略

- 2 部等、局及び課の長の職務を補佐し、その者に事 2 部、局及び課の長の職務を補佐し、その者に事故 故がある場合は、その職務を代行させるため、必要 │ がある場合は、その職務を代行させるため、必要が があると認めるときは、部等に次長(次長に相当す ) あると認めるときは、部に次長を、課に課長補佐を
  - るそれらの職員の分担事務は、次長の場合にあって │ るそれらの職員の分担事務は、次長の場合にあって | は当該部等の長が、課長補佐の場合にあっては当該 は当該部の長が、課長補佐の場合にあっては当該課 の長が、それぞれ定めるものとする。

4~6 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関) 機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げる とおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中 欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同 表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

代の日間に同じる人は無にのいてつかことも。					
附属機関	担任する事務	庶務担当 機関			
略					
鳥取県特別	鳥取県特別職報酬等審議	職員課			
職報酬等審	会条例 (昭和39年鳥取県				
議会	条例第53号) 第2条の規				
	定による議会の議員の報				
	酬の額及び知事の給料の				
	額についての諮問に対す				
	る答申に関する事務				
鳥取県自治	鳥取県自治研修所運営審				
研修所運営	議会設置条例 (昭和31年				
審議会	鳥取県条例第2号)第2				
	条の規定による研修所の				
	運営についての審議に関				
	する事務				

	議、関係行政機関相互の 連絡調整並びに知事に対 する意見具申に関する事				議、関係行政機関相互の 連絡調整並びに知事に対 する意見具申に関する事	
	務				務	
鳥取県男女	鳥取県男女共同参画推進	男女共同				
共同参画審	条例(平成12年鳥取県条	参画推進				
議会	例第83号) 第32条の規定	課				
	による鳥取県男女共同参					
	画計画の策定その他男女					
	共同参画に関する重要事					
	項の調査審議に関する事					
	務					
鳥取県男女	鳥取県男女共同参画推進	男女共同				
共同参画推	条例第23条の規定による	参画推進				
進員	県民若しくは事業者の男					
	女共同参画に関する苦情					
	若しくは不服の処理又は					
	これらの者の権利利益の	応に関す				
	保護に関する事務	ることに				
		限る。)				
		男女共同				
		参画セン				
		ター (苦				
		情又は不				
		服の処理				
		に関する				
		ことに限				
自取退交化	自即用文化共保护網名例	る。)	!	自取退交化	自即用文化共保护图名例	+I= (B1 ±H
鳥取県文化芸術振興審	鳥取県文化芸術振興条例 (平成15年鳥取県条例第	文化政策		島取県文化芸術振興審	鳥取県文化芸術振興条例     (平成15年鳥取県条例第	振興課
云 附 旅 興 番 ·	(平成15年馬取県宗例第 53号)第17条第1項の規	課		云桁振興番 議会	(平成15年鳥取県宗例第 53号)第17条第1項の規	
既乙	定による文化芸術の振興			班厶	定による文化芸術の振興	
	に関する事項の調査審議				に関する事項の調査審議	
	及び同条第2項の規定に				及び同条第2項の規定に	
	よる文化芸術の振興に関				よる文化芸術の振興に関	
	する事項についての知事				する事項についての知事	
	に対する意見の具申に関				に対する意見の具申に関	
	する事務				する事務	
鳥取県観光	鳥取県観光総合審議会設	観光課		鳥取県観光	鳥取県観光総合審議会設	観光課
総合審議会	置条例(昭和28年鳥取県	7/1/ OH/I		総合審議会	置条例(昭和28年鳥取県	E/O/ CH/K
	条例第6号) 第2条の規				条例第6号) 第2条の規	
	定による景勝地の選定、				定による景勝地の選定、	
	保存及び開発、観光施設				保存及び開発、観光施設	

	の整備、観光宣伝、観光			の整備、観光宣伝、観光	
	客接遇方法の改善、土産			客接遇方法の改善、土産	
	品の振興、文化財の保存			品の振興、文化財の保存	
	その他観光事業の発展に			その他観光事業の発展に	
	必要な事項に関する基本			必要な事項に関する基本	
	的計画の調査審議及び意			的計画の調査審議及び意	
	見の具申に関する事務			見の具申に関する事務	
			鳥取県景観	鳥取県景観形成条例(平	景観自然
			審議会	成5年鳥取県条例第3号)	課
				第20条の規定による景観	
				形成に関する事項の調査	
				審議及び景観形成に関す	
				る事項についての知事に	
				対する意見の具申に関す	
				る事務	
———— 略			 略		
略		健康対策	略		健康対策
鳥取県東部		課	鳥取県東部	感染症の予防及び感染症	課
感染症診査	の患者に対する医療に関		感染症診査	の患者に対する医療に関	
協議会、鳥	する法律 (平成10年法律		協議会、鳥	する法律 (平成10年法律	
取県中部感	第114号) 第24条第1項		取県中部感	第114号) 第24条第1項	
染症診査協	の規定による感染症の患		染症診査協	,	
議会及び鳥	者又はその保護者に対す		議会及び鳥	者又はその保護者に対す	
取県西部感	る入院の勧告及び入院の		取県西部感	る入院の勧告及び入院の	
染症診査協	期間の延長に関し必要な		染症診査協	期間の延長に関し必要な	
議会	事項の審議に関する事務		議会	事項の審議に関する事務	
			鳥取県調理	鳥取県調理師試験委員条	
			師試験委員	例(平成15年鳥取県条例	
				第2号) 第1条の規定に	
				よる調理師試験に関する	
				事務	
略		環境政策	略		環境政策
鳥取県環境	鳥取県環境影響評価条例	課	鳥取県環境	鳥取県環境影響評価条例	課
影響評価審	(平成10年鳥取県条例第2		影響評価審	(平成10年鳥取県条例第2	
議会	4号) 第40条の規定によ		議会	4号) 第40条の規定によ	
	る技術指針、方法書、準			る技術指針、方法書、準	
	備書及び評価書に対する			備書及び評価書に対する	
	知事の意見その他の事項			知事の意見その他の事項	
	の調査審議に関する事務			の調査審議に関する事務	
			鳥取県男女	鳥取県男女共同参画推進	男女共同
			共同参画審	条例(平成12年鳥取県条	参画推進
			議会	例第83号) 第32条の規定	
		1.7	1000		

24	平成17年3月25日	全曜日	鳥取	7 県	公	報	
44	十ルリナック43日	ᄑᄩᄓ	750 H	ᄾᅑ	4	HX.	

(号外)第37号

			ĺ	画計画の策定その他男女	
				共同参画に関する重要事	
				項の調査審議に関する事	
				務	
			 鳥取県男女	<sup>177</sup>   鳥取県男女共同参画推進	男女共同
			共同参画推	条例第23条の規定による	参画推進
			進員	県民若しくは事業者の男	課(委員
			连只 	女共同参画に関する苦情	味(安貝   の任免又
				女共同参画に関する古情	は議会対
				これらの者の権利利益の	応に関す
				保護に関する事務	ることに
					限る。)
					男女共同
					参画セン
					ター (苦
					情又は不
					服の処理
					に関する
					ことに限
					る。)
略			略		
鳥取県調理	鳥取県調理師試験委員条	食の安全	鳥取県ふぐ	鳥取県ふぐの取扱い等に	食の安全
師試験委員	例(平成15年鳥取県条例	推進課	処理師試験	関する条例 (平成16年鳥	推進課
	第2号) 第1条の規定に		委員	取県条例第7号)第5条	
	よる調理師試験に関する			の規定によるふぐ処理師	
	事務			試験に関する事務	
鳥取県ふぐ	鳥取県ふぐの取扱い等に				
処理師試験	関する条例 (平成16年鳥				
委員	取県条例第7号)第5条				
	の規定によるふぐ処理師				
	試験に関する事務				
鳥取県景観	鳥取県景観形成条例 (平	景観まち			
審議会	成5年鳥取県条例第3号)	づくり課			
	第20条の規定による景観				
	形成に関する事項の調査				
	審議及び景観形成に関す				
	る事項についての知事に				
	対する意見の具申に関す				
	る事務				
鳥取県都市	都市計画法 (昭和43年法				
	·				
計画審議会			Ī		
計画審議会	項の規定による同法によ				

1 7-20 11 1	3月23日 並唯日	两 収	 Δ.	ŦX	(5개)知り	_
I	た事項の調査審議及び知					
	事の諮問に応じ都市計画					
	に関する事項の調査審議					
	に関する事務					
 		-				
審査会	の規定による同法第50条					
田旦厶	第1項に規定する審議請					
	求に対する裁決その他同					
	法によりその権限に属さ					
	せられた事項を行う事務					
鳥取県屋外	鳥取県屋外広告物条例	-				
点						
会	1号) 第11条第1項及び					
<del></del>	第2項の規定による広告					
	物に関する重要事項の調					
	る重要事項についての知					
	事に対する建議に関する					
	事に対する建議に関する					
<b>户取旧</b> 园士		-				
鳥取県国土	,					
利用計画地	,					
方審議会	2項の規定による同法に					
	よりその権限に属させら					
	れた事項の調査審議並び					
	に国土の利用に関する基本的な専項及び土地利用					
	本的な事項及び土地利用					
	に関し重要な事項の調査					
	審議に関する事務	_				
鳥取県土地						
利用審査会 						
	よりその権限に属させら					
	れた事項の処理に関する					
	事務	_				
鳥取県建築						
審査会	による特定行政庁又は建					
	築主事の処分に対する異					
	議申立ての裁定及び壁面					
	線の指定等に対する同意					
	並びに同法施行に関する					
	重要事項の調査審議に関					
	する事務					
鳥取県建築	建築士法第28条の規定に					
士審査会	よる2級建築士試験及び					

	- 2 / 1 7 位 亚梅口	<i>A</i>	- Z	<u>х тіх</u>	( 371)	<u>.                                     </u>
	木造建築士試験に関する					
	事務並びに同法によりそ					
	の権限に属させられた事					
	項の処理に関する事務					
略				略		I
鳥取県水産		水産課	鳥	昂取県水産	鳥取県水産業振興審議会	水産部
業振興審議	,		美	<b>Ě振興審議</b>	条例 (昭和40年鳥取県条	
会	例第35号)第2条の規定		É	Ì	例第35号) 第2条の規定	
	による鳥取県の水産業の				による鳥取県の水産業の	
	振興に関する重要事項に				振興に関する重要事項に	
	ついての調査審議及び知				ついての調査審議及び知	
	事に対する意見の具申に				事に対する意見の具申に	
	関する事務				関する事務	
鳥取県内水						
面利用調整	,	•				
委員会	県条例第55号)第2条の					
	規定による内水面の利用	係る資料				
	等に係る争いに係るあっ	の収集、				
	せん及び仲裁に関する事	法令の調				
	務	査その他				
		の調査等				
		に関する				
		ことに限				
		る。)				
		行政監察				
		室 (水産				
		課が担当				
		する事務				
		及び議会				
		対応に関				
		すること				
		を除く。)				
		水産課及				
		び行政監				
		察室(議				
		会対応に				
		関するこ				
		とに限る。)				
略 ·		管理課		略	[	管理語
鳥取県建設				<b>尋取県建設</b>	鳥取県建設工事等入札・	
工事等入札・				事等入札・	契約審議会条例 (平成14	
契約審議会	ŕ		<b> </b>	2約審議会	, i	
	2条の規定による建設工				2条の規定による建設工	

	事等の入札及び契約に関			事等の入札及び契約に関	
	する制度及びその運用状			事等の人代及び突然に関する制度及びその運用状	
	別、建設工事等の入札及			況、建設工事等の入札及	
				び契約に係る関係者から	
	の苦情の処理状況、建設			の苦情の処理状況並びに	
	工事等の入札及び契約に			建設工事等の入札及び契	
	係る談合その他の不正行			約に係る談合その他の不	
	為並びに用地取得等契約			正行為についての調査審	
	の処理状況についての調			議に関する事務	
m.to	査審議に関する事務		m6		
- 略		^=n+///	略		^ = r2-//
	鳥取県公共事業評価委員		鳥取県公共		企画防災
	会条例 (平成15年鳥取県	課	事業評価委		課
員会	条例第8号)第2条の規		員会	条例第8号)第2条の規	
	定による実施中の公共事			定による実施中の公共事	
	業の評価、公共工事の費			業の評価、公共工事の費	
	用の縮減、公共工事にお			用の縮減、公共工事にお	
	ける環境配慮物品の使用			ける環境配慮物品の使用	
	その他の環境への配慮及			その他の環境への配慮及	
	びその他公共事業に関し			びその他公共事業に関し	
	客観的な評価又は検討が			客観的な評価又は検討が	
	必要であると認められた			必要であると認められた	
	事項についての調査審議			事項についての調査審議	
	に関する事務			に関する事務	
			鳥取県都市	都市計画法 (昭和43年法	都市計画
			計画審議会	律第100号) 第77条第1	課
				項の規定による同法によ	
				りその権限に属させられ	
				た事項の調査審議及び知	
				事の諮問に応じ都市計画	
				に関する事項の調査審議	
				に関する事務	
			鳥取県開発	都市計画法第78条第1項	
			審査会	の規定による同法第50条	
				第1項に規定する審議請	
				求に対する裁決その他同	
				法によりその権限に属さ	
				せられた事項を行う事務	
					i .
			鳥取県屋外	鳥取県屋外広告物条例	
			鳥取県屋外広告物審議	鳥取県屋外広告物条例 (昭和37年鳥取県条例第3	
				(昭和37年鳥取県条例第3	
			広告物審議		

				査審議及び広告物に関す	
				る重要事項についての知	
				事に対する建議に関する	
				事務	
			鳥取県国土	国土利用計画法 (昭和49	
			利用計画地	年法律第92号) 第38条第	
			方審議会	2項の規定による同法に	
				よりその権限に属させら	
				れた事項の調査審議並び	
				に国土の利用に関する基	
				本的な事項及び土地利用	
				に関し重要な事項の調査	
				審議に関する事務	
			鳥取県土地	国土利用計画法第39条第	
			利用審査会	2項の規定による同法に	
				よりその権限に属させら	
				れた事項の処理に関する	
				事務	
鳥取県地方	鳥取県地方港湾審議会条	空港港湾	鳥取県地方	鳥取県地方港湾審議会条	空港港
港湾審議会	例(昭和49年鳥取県条例	課	港湾審議会	例(昭和49年鳥取県条例	課
	第16号) 第1条の規定に			第16号) 第1条の規定に	
	よる県が管理する重要港			よる県が管理する重要港	
	湾及び地方港湾に関する			湾及び地方港湾に関する	
	重要事項の調査審議に関			重要事項の調査審議に関	
	する事務			する事務	
			鳥取県建築	建築基準法 (昭和25年法	建築誤
			審査会	律第201号) 第78条の規	
				定による特定行政庁又は	
				建築主事の処分に対する	
				異議申立ての裁定及び壁	
				面線の指定等に対する同	
				意並びに同法施行に関す	
				る重要事項の調査審議に	
				関する事務	
			鳥取県建築	建築士法 (昭和25年法律	
			士審査会	第202号) 第28条の規定	
				による2級建築士試験及	
				び木造建築士試験に関す	
				る事務並びに同法により	
				その権限に属させられた	
				事項の処理に関する事務	
鳥取県生涯	生涯学習の振興のための	教育委員	鳥取県生涯	生涯学習の振興のための	教育委
学習審議会	  施策の推進体制等の整備	会事務局	学習審議会	   施策の推進体制等の整備	会事務

に関する法律 (平成2年 家庭・地 法律第71号) 第10条第2 域教育課 項及び第3項の規定によ る生涯学習に資するため の施策の総合的な推進に 関する重要事項の調査審 議及びこれらに関し必要 と認める事項についての 教育委員会又は知事に対 する建議に関する事務

に関する法律 (平成2年 生涯学習 法律第71号) 第10条第2 課 項及び第3項の規定によ る生涯学習に資するため の施策の総合的な推進に 関する重要事項の調査審 議及びこれらに関し必要 と認める事項についての 教育委員会又は知事に対 する建議に関する事務

# (内部組織及び所掌事務)

に、それぞれ同表の第2欄に掲げる局を置き、局の 事務を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲 げる課、農業改良普及所、支所及びセンターを置き、 それぞれ同表の第4欄に掲げる係等を置く。

中部	略							
総合	県税局							
事務		収税課	管理係・徴収係・自					
所			動車税係					
		略						
	福祉保	福祉企画課	指導支援係・介護保					
	健局		険係					
		福祉支援課	障害福祉係・保護係・					
			母子高齢者係・心と					
			女性の相談室					
		健康支援課	医薬係・感染症・疾					
			病対策係・健康増進					
			係					
		略						
	農林局							
		農業振興課						
		略						
		林業振興課						
	県土整	建設総務課	建設業係					
	備局	略	_					
西部	県民局	企画総務課	総務係・会計係					
総合		略						
事務		振興課	大山中海観光室・大					
		•						

# (内部組織及び所掌事務)

第26条の3 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごと 第26条の3 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごと に、それぞれ同表の第2欄に掲げる局及び県税事務 所を置き、局及び県税事務所の事務を分掌させるた め、それぞれ同表の第3欄に掲げる課、農業改良普 及所、支所及びセンターを置き、それぞれ同表の第 4欄に掲げる係を置く

-t- 20	4										
中部	略										
総合	中部県	県税総務課	管理係								
事務	税事務	収税課	徴収係・自動車税係								
所	所										
		略									
	福祉保	福祉企画課	総務係・企画係								
	健局										
		福祉保健課	障害福祉係・保護係・								
			母子高齢者係・心と								
			女性の相談室								
		健康支援課	医薬係・予防係・健								
			康増進係								
		略									
			総務係								
	農林局	農業総務課	総務係								
	農林局	農業総務課農業振興課	総務係 生産流通・経営支援								
	農林局										
	農林局		生産流通・経営支援								
	農林局	農業振興課	生産流通・経営支援								
	農林局	農業振興課略	生産流通・経営支援 係								
	農林局	農業振興課略	生産流通・経営支援 係 林政係・振興係・林								
		農業振興課 略 林業振興課	生産流通・経営支援 係 林政係・振興係・林 道係								
西部	県土整	農業振興課 略 林業振興課 建設総務課	生産流通・経営支援 係 林政係・振興係・林 道係								
西部総合	県土整備局	農業振興課 略 林業振興課 建設総務課 略	生産流通・経営支援 係 林政係・振興係・林 道係								

所			山自然歴史館	所			
		略				略	
	県税局				西部県	県税総務係	管理係
		収税課	管理係・徴収係・自		税事務	収税課	徴収係・自動車を
			動車税係		<u>所</u>		
		略				略	
		日野支所				日野支所	
	福祉保	福祉企画課	総務係・指導支援係				
	健局	福祉支援課	保護係・母子高齢者				
			係				
		障害者支援	障害者支援係・心と				
		課	女性の相談室				
		健康支援課	医薬係・感染症・疾				
			病対策係・健康増進				
			係				
		生活環境課					
	農林局	農業振興課			農林局	農業振興課	生産流通係・経営
							援係
		略				略	
		大山農業改				西伯農業改	
		良普及所				良普及所	
		地域整備課				地域整備課	
		大山・弓浜					
		農業用水対					
		策室					
		林業振興課				林業振興課	林政・林道係・持
							<u>係</u>
		略				略	
	県土整	略			県土整	略	
	備局	計画調査課			備局	計画調査課	米子空港整備推設
		米子空港整					
		備室					
		略				略	
日野	略			日野	略		
総合	農林局			総合	農林局	農林総務課	総務係
事務		農業振興課		事務		農業振興課	生産流通係・経営
所				所			援係
		略				略	
		林業振興課				林業振興課	林政係・振興係
							道係
	県土整	建設総務課	建設業係		県土整	建設総務課	総務係・建設業化
	備部	略			備部	略	

所			
		略	
	西部県	県税総務係	管理係
	税事務	収税課	徴収係・自動車税係
	所		
		略	
		日野支所	
	農林局	農業振興課	生産流通係・経営支
			援係
		略	
		西伯農業改	
		良普及所	
		地域整備課	
		林業振興課	林政・林道係・振興
		<b>你未</b> 派兴味	係
		略	
	県土整	略	
	備局	計画調査課	米子空港整備推進室
		略	
日野	略		
総合	農林局	農林総務課	総務係
事務		農業振興課	生産流通係・経営支
所			援係
		略	
		林業振興課	林政係・振興係・林
		74+0///75+0	道係
	県土整	建設総務課	総務係・建設業係
	備部	略	

事務				所寫	掌する	5課				事	务				所寫	所掌する課						
	中部	<b>『総</b> 記	合事	西部	<b>郭総</b> 台	合事系	务所	日里	予総			中部	<b>『総</b> 記	事	西部	<b>『総</b> 言	合事系	务所	日里	野		
	務所県民局 県民局 合事務								務戶	近県 日	₹	県民	民局			合	事					
								所県	民										所归	県		
								局											局			
	企	県	振	企	県	振	商	企	県			企	県	振	企	県	振	商	企	T		
	幽総	県民課	振興課	幽総	県民課	振興課	上労	幽総	県民課			幽総	県民課	振興課	幽総	県民課	振興課	上労	幽総			
	企画総務課			企画総務課			商工労働課	企画総務課				企画総務課			企画総務課			商工労働課	企画総務課			
1 ~ 11 🖩	夂									1 ~ 1	1 🖟	タ										
										12 ,										Τ		
施策の											策の											
推進に											進に											
関する											する											
こと。										こ。   こ。												
 13 地域											_0											
情報化																						
の相談																						
に関す																						
ること。																						
14 特定																						
非営利																						
活動法																						
人に関																						
するこ																						
と。																						
15 略										<u>13</u>	各					•	•					
16 略										<u>14</u>	各											
17 略										<u>15</u>	恪											
18 略											各											
19 略											<b>恪</b>											
20 略											格											
21 略											<b>各</b>									_		
22 略											格 · ·									Т		
23 大山										_	大山											
自然科											然科											
学館及											館に											
び鳥取											する											
県立大										<b>こ</b>	≤。											
山自然																						

ること。 24 略 25 略

3 各課 (県民局各課を除く。) の所掌事務は、次の│3 各課 (県民局各課を除く。) の所掌事務は、次の とおりとする。

# 県税局収税課

- (1) 県税に係る連絡調整に関すること。
- (2) 県税局の庶務に関すること (県民局企画総務 課の所掌に属するものを除く。)。

# 県税局課税課

県税に係る連絡調整に関すること (県税局収税課 の所掌に属するものを除く。)。

福祉保健局福祉企画課

- (1)~(4) 略
- (5) 介護保険に関すること。
- (6) 福祉保健局の庶務 (西部総合事務所福祉保健 局にあっては鳥取県米子児童相談所の庶務を含む。) に関すること (県民局企画総務課の所掌に属する ものを除く。)。
- (7) 略

福祉保健局福祉支援課

- (1) 障害者福祉に係る連絡調整に関すること (中 部総合事務所福祉保健局に限る。)。
- (2) 略
- (3) 要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の 保護に係る相談に関すること (中部総合事務所福 祉保健局に限る。)。
- (4) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関する │ (4) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関する こと (中部総合事務所福祉保健局に限る。)。
- (5) 保健及び福祉に関する総合相談窓口に関する (5) 保健及び福祉に関する総合相談窓口に関する こと (中部総合事務所福祉保健局に限る。)。

福祉保健局障害者支援課

- (1) 障害者福祉に係る連絡調整に関すること。
- (2) 要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の 保護に係る相談に関すること。
- (3) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関する こと。
- (4) 保健及び福祉に関する総合相談窓口に関する こと。

22 略 23 略

とおりとする。

県税事務所県税総務課

県税事務所の庶務に関すること (県民局企画総務 課の所掌に属するものを除く。)。

県税事務所収税課及び課税課

県税に係る連絡調整に関すること。

福祉保健局福祉企画課

(1)~(4) 略

(5) 福祉保健局の庶務に関すること (県民局企画 総務課の所掌に属するものを除く。)。

(6) 略

福祉保健局福祉保健課

- (1) 介護保険に関すること。
  - (2) 略
- (3) 要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の 保護に係る相談に関すること。

  - こと。

福祉保健局健康支援課及び福祉保健局生活環境課略

福祉保健局福祉総務課

(1)~(3) 略

- (4) 略
- (5) 略

<u>(6)</u> 略

(7) 略

福祉保健局保健衛生課

衛生統計に関すること。

# 農林局農業振興課

(1) 農林局内の総合調整に関すること。

(2)~(15) 略

福祉保健局健康支援課及び福祉保健局生活環境課略

福祉保健局福祉総務課

(1)~(3) 略

- (4)福祉に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 社会福祉施設に関すること。
- (8) 救済援護に必要な物資に関すること。
- (9) 災害救助に関すること。
- (10) 民生委員に関すること。
- (11) 生活保護に関すること。
- (12) 生活保護法 (昭和25年法律第144号) に基づ く医療機関の指導に関すること。
- (13) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (14) 青少年の健全育成に関すること。
- (15) 戦傷病者の更生援護に関すること。
- (16) 未帰還者留守家族等の援護に関すること。
- (17) 母子及び寡婦の福祉に関すること。
- (18) 身体障害者の福祉に関すること。
- (19) 知的障害者の福祉に関すること。
- (20) 老人の福祉に関すること。
- (21) 児童の福祉に関すること。
- (22) 児童福祉施設に関すること。
- (23) その他社会福祉に関すること。
- (24) 略
- (25) 略

福祉保健局保健衛生課

- <u>(1)</u> 保健に関する情報の収集及び提供に関するこ と。
- (2) 衛生統計に関すること。

# 農林局農林総務課

- (1) 農林局内の総合調整に関すること。
- (2) その他局内他課及び農業改良普及所の所掌に 属しない農林水産行政に関すること。
- (3) 農林局の庶務に関すること (県民局総務課の 所掌に属するものを除く。)。

農林局農業振興課

- (1) 農林局内の総合調整に関すること (西部総合事務所に限る。)。
- (2)~(15) 略

- (16) その他局内他課及び農業改良普及所の所掌に属しない農林水産行政に関すること。
- (17) 農林局の庶務に関すること (県民局企画総務 課の所掌に属するものを除く。)。

農林局農業改良普及所

- (1) 改良普及員 (農業改良助長法 (昭和23年法律 第165号) 第8条第1項の普及指導員を含む。) の 行う事務により得られた知見の集約 その他農業経 営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知 識の普及指導を総合するための活動に関すること。
- (2)及び(3) 略

農林局地域整備課~農林局大規模基盤整備室 略 農林局大山・弓浜農業用水対策室

- (1) 大山山麓地区土地改良事業に関すること。
- (2) 弓浜半島地区土地改良事業に関すること。

農林局中海干拓営農センター及び県土整備局建設 総務課 略

県土整備局維持管理課

- (1)~(3) 略
- (4) 道路等の境界確定及び用途廃止に関すること。
- (5)及び(6) 略 県土整備局用地課 略 県土整備局計画調査課
- (1)~(3) 略

# 県土整備局米子空港整備室

- (1) 米子空港の整備設計に係る調査及び調整に関すること。
- (2) 米子空港の整備に関連する周辺整備計画の取りまとめ及び調整に関すること。
- (3) 米子空港の整備に関連する事業に関すること。 県土整備局道路都市課及び道路整備課 略 県土整備局河川砂防課
- (1)~(3) 略

(16) その他局内他課及び農業改良普及所の所掌に属しない農林水産行政に関すること (西部総合事務所に限る。)。

#### 農林局農業改良普及所

- (1) 改良普及員の行う事務<u>の連絡調整</u>その他農業 経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び 知識の普及指導を総合するための活動に関するこ と。
  - (2)及び(3) 略

農林局地域整備課~農林局大規模基盤整備室略

農林局中海干拓営農センター及び県土整備局建設 総務課 略

県土整備局維持管理課

- (1)~(3) 略
- (4) 道路等の境界確定及び用途廃止並びに国土交 通省所管の国有財産の用途廃止に関すること。
- (5)及び(6) 略

県土整備局用地課 略 県土整備局計画調査課

- (1)~(3) 略
- (4) 米子空港の整備設計に係る調査及び調整に関すること (西部総合事務所に限る。)。
- (5) 米子空港の整備に関連する周辺整備計画の取 りまとめ及び調整に関すること (西部総合事務所 に限る。)。

県土整備局道路都市課及び道路整備課 略 県土整備局河川砂防課

- (1)~(3) 略
- (4) ダムの建設に係る工事の調査、設計、施工及 び指導監督に関すること (西部総合事務所に限る。)

- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

県土整備局建築住宅課 略

- 務所県土整備局にあっては、日野総合事務所県土 整備局の所管区域内に係るものを含む。以下この 項において同じ。)。
- (2)~(6) 略

第4款 県民局

# (設置)

第29条 県民局を次のとおり置く。

名称	位置	所管区域
鳥取県八頭県民局	八頭郡	鳥取市 (鳥取市河原
	八頭町	町、鳥取市用瀬町及
		び鳥取市佐治町の区
		域に限る。) 及び八
		頭郡

#### (所掌事務)

第30条 県民局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 局の所在する庁舎の管理及び当該庁舎に所在 する局の職員の研修に関すること。
- (2) 局の庶務に関すること。
- (3) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関 すること。
- (4) 情報公開に係る事務に関すること。
- (5) 個人情報保護に係る事務に関すること。
- (6) 行政手続に係る事務に関すること。
- (7) 市町村との連絡調整に関すること。
- (8) その他所管区域の住民からの相談に関するこ と。

# (内部組織)

第30条の2 県民局に県民室を置く。

第5款 削除

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

県土整備局建築住宅課

- (1) 建築及び住宅行政に関すること (西部総合事 (1) 建築及び住宅行政に関すること (西部総合事 務所県土整備局にあっては、日野総合事務所県土 整備局の管轄区域内に係るものを含む。以下この 項において同じ。)。
  - (2)~(6)略

第4款 削除

第29条及び第30条 削除

第5款 自治研修所

(設置)

第31条 自治研修所を次のとおり置く。

名 紑 位 置 鳥取県自治研修所 鳥取市

# (所掌事務)

第32条 自治研修所は、県、市町村及び地方公共団体 の組合の職員の資質を向上し、事務能率の増進を図 るため、研修に関する事務を所掌する。

# 第31条及び第32条 削除

(内部組織及び所掌事務)

を置く。

略		
鳥取県中部県		
税事務所	収税課	管理係・徴収係・自
		動車税係
	略	
鳥取県西部県		
税事務所	収税課	管理係・徴収係・自
		動車税係
	略	
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。 総務課 略

# (内部組織及び所掌事務)

第34条 次の表の左欄に掲げる県税事務所及びその支 第34条 次の表の左欄に掲げる県税事務所及びその支 所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事 │ 所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事 務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係 │ 務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係 を置く。

略		
鳥取県中部県	県税総務課	管理係
税事務所	収税課	徴収係・自動車税係
	略	
鳥取県西部県	県税総務課	管理係
税事務所	収税課	徴収係・自動車税係
	略	
略		

- 2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。 総務課 略 県税総務課
  - (1) 県税に係る周知宣伝に関すること。
  - (2) 県税 (自動車税及び自動車取得税を除く。) に係る徴収金の督促及び収納に関すること。
  - (3) 県税 (自動車税及び自動車取得税を除く。) に係る過誤納金の還付又は充当に関すること。
  - (4) 納税貯蓄組合の指導に関すること (西部県税 事務所に限る。)。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属 しない県税事務所の所掌事務に関すること。 収税課

# 収税課

- (1) 県税に係る周知宣伝に関すること (東部県税 事務所を除く。)。
- (2) 県税に係る徴収金の督促及び収納に関するこ と (東部県税事務所を除く。)。
- (3) 県税に係る過誤納金の還付又は充当に関する こと (東部県税事務所を除く。)。

- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の督 促及び収納に関すること(東部県税事務所に限る。)。
- (11) 自動車税及び自動車取得税に係る過誤納金の 還付又は充当に関すること (東部県税事務所に限 る。)。
- (12) 略
- (13) 納税貯蓄組合の指導に関すること (東部県税 事務所を除く。)。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属 しない県税事務所の所掌事務に関すること (東部 県税事務所を除く。)。

課税課 略

3 略

第7款 削除

第34条の2及び第34条の3 削除

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の督 促及び収納に関すること。
- (8) 自動車税及び自動車取得税に係る過誤納金の 還付又は充当に関すること。
- (9) 略
- (10) 納税貯蓄組合の指導に関すること (中部県税 事務所に限る。)。

課税課 略

3 略

第7款 工事検査出張所

(設置)

第34条の2 工事検査出張所を次のとおり置く。

名称	位置	管轄区域
倉吉工事検査出張	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
所		
米子工事検査出張	米子市	米子市、境港市、西
所		伯郡及び日野郡

(所掌事務)

- 第34条の3 工事検査出張所は、それぞれ前条の表管 轄区域の欄に掲げる区域において、次に掲げる事務 を所掌する。
  - (1) 県が施行する建設工事の検査に関すること。
  - (2) 県費補助に係る建設工事の検査(技術的又は 専門的なもので知事が特に必要があると認めるも のに限る。)に関すること。

第5款 山陰海岸自然科学館

(名称及び位置)

第36条の7 鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関 する条例第2条の規定により設置された自然科学館 のうち山陰海岸自然科学館の名称及び位置は、次の とおりである。

名 称	位 置
鳥取県立山陰海岸自然	岩美郡岩美町
科学館	

# (所掌事務)

第36条の8 自然科学館は、鳥取県の自然に関する知 識の普及及び自然保護思想の高揚を図るための各種 資料の展示その他の事務を所掌する。

第6款 氷ノ山自然ふれあい館

### (名称及び位置)

第36条の9 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及 び管理に関する条例 (平成10年鳥取県条例第25号) 第2条の規定により設置された氷ノ山自然ふれあい 館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立氷ノ山自然ふ	八頭郡若桜町
れあい館	

# (所掌事務)

第36条の10 氷ノ山自然ふれあい館は、国定公園氷ノ 山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場 を提供するとともに、自然を大切にする心をはぐく むための事務を所掌する。

> 第4節 略 第1款 略

### (設置)

第36条の11 福祉保健局を次のとおり置く。

名称	位置	管轄区域
鳥取県東部福祉保	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び
健局		八頭郡
鳥取県西部福祉保	米子市	米子市、境港市及び
健局		西伯郡

鳥取県東部福祉保|鳥取市|鳥取市、岩美郡及び

### (内部組織及び所掌事務)

第36条の8 東部福祉保健局に、次の表の左欄に掲げ|第36条の12 次の表の第1欄に掲げる福祉保健局ごと る課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ に、それぞれ同表の第2欄及び第3欄に掲げる支局

第4節 略 第1款 略

名称

(設置)

健局

内部維	1織	文び所掌事務)		

第36条の7 福祉保健局を次のとおり置く。

位置管轄区域

八頭郡

同表の右欄に掲げる係等を置く。

福祉企画課	総務係・指導支援係
福祉支援課	保護係・母子高齢者係
   障害者支援課	障害者支援係・福祉と保健
	の相談室
健康支援課	
生活環境課	

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

# 福祉企画課

- (1)~(4) 略
- (5) 介護保険に関すること。
- (6) 略
- (7) 東部福祉保健局の庶務 (鳥取県福祉相談セン ター、鳥取県立鳥取療育園、鳥取県立鳥取看護専 門学校及び鳥取県立精神保健福祉センターの庶務 を含む。) に関すること。

### 福祉支援課

及び課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞ れ同表の第4欄に掲げる係を置く。

11回衣の先4側に拘りる所で且く。			
鳥取県東	福祉化	E画課	総務係・企画係
部福祉保	福祉保健課		障害福祉係・保護
健局			係・母子高齢者係・
			福祉と保健の相談
			室
	健康。	5援課	医薬係・予防係・
			健康増進係
	生活環	 環境課	
	八頭	総務福祉課	総務係・保護係
	支局	保健衛生課	衛生係・指導係
鳥取県西	福祉公	<b>È画課</b>	総務係・企画係
部福祉保	福祉货	呆健課	障害福祉係・保護
健局			係・母子高齢者係・
			心と女性の相談室
	健康支援課		医薬係・予防係・
			健康増進係
	生活環	 環境課	

2 各課及び八頭支局の所掌事務は、次のとおりとす

# 福祉企画課

(1)~(4) 略

# (5) 略

(6) 福祉保健局の庶務 (鳥取県東部福祉保健局に あっては鳥取県福祉相談センター、鳥取県立鳥取 療育園、鳥取県立鳥取看護専門学校及び鳥取県立 精神保健福祉センターの庶務を、鳥取県西部福祉 保健局にあっては鳥取県立米子児童相談所の庶務 を含む。) に関すること (八頭支局の所掌に属す るものを除く。)。

### 福祉保健課

- (1) 介護保険に関すること。
- (2) 老人保健福祉計画の推進に関すること。
- (3) 要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の 保護に係る相談に係ること (西部福祉保健局に限
- (4) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関する こと (西部福祉保健局に限る。)。
- (5) 保健及び福祉についての総合相談窓口に関す

老人保健福祉計画の推進に関すること。

### 障害者支援課

- (1) 障害者福祉に係る連絡調整に関すること。
- (2) 要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の 保護に係る相談に係ること。
- (3) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関する こと。
- (4) 保健及び福祉についての総合相談窓口に関す ること。

健康支援課及び生活環境課 略

(内部組織及び所掌事務)

置く。

旦、。		
鳥取県東	福祉企画課	総務係・指導支援係
部福祉事	福祉支援課	保護係・母子高齢者
務所		係
	障害者支援課	障害者支援係・福祉
		と保健の相談室
鳥取県中	福祉企画課	指導支援係・介護保
部福祉事		<b>険</b> 係
務所	福祉支援課	障害福祉係・保護係・
		母子高齢者係・心と
		女性の相談室
鳥取県西	福祉企画課	総務係・指導支援係
部福祉事	福祉支援課	保護係・母子高齢者
務所		係
	障害者支援課	障害者支援係・心と
		女性の相談室
四々		_

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。 福祉企画課

ること。

健康支援課及び生活環境課略

# 八頭支局

- (1) 保健、医療及び福祉に係る連絡調整に関する こと。
- (2) 庶務に関すること。

(内部組織及び所掌事務)

第38条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所ごとに、そ 第38条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所及びその分 れぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所 室ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、 掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を │ 課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に 掲げる係を置く。

1917 O 187 C	1417 0 III C E ( )			
鳥取県東	福祉企画課	総務係・企画係		
部福祉事	福祉保健課	障害福祉係・保護係・		
務所		母子高齢者係 ・福祉		
		と保健の相談室		
鳥取県東	総務福祉課	総務係・保護係		
部福祉事				
務所郡家				
分室				
鳥取県中	福祉企画課	総務係・企画係		
部福祉事				
務所	福祉保健課	障害福祉係・保護係・		
		母子高齢者係・心と		
		女性の相談室		
鳥取県西	福祉企画課	総務係・ <u>企画係</u>		
部福祉事	福祉保健課	障害福祉係・保護係・		
務所		母子高齢者係・心と		
		女性の相談室		
略				

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。 福祉企画課

- (1)~(5) 略
- (6) 社会福祉施設に関すること。

### 福祉支援課

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 生活保護法 (昭和25年法律第144号) に基づ (3) 生活保護法に基づく医療機関の指導 (総務福 く医療機関の指導に関すること。
- (3) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 身体障害者の福祉に関すること (中部福祉事 務所に限る。)。
- (9) 知的障害者の福祉に関すること (中部福祉事 務所に限る。)。
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略

### 障害者支援課

- (1) 身体障害者の福祉に関すること。
- (2) 知的障害者の福祉に関すること。

## 福祉総務課

- (1) 福祉に関する情報の収集及び提供に関するこ と。
- (2) 社会福祉施設に関すること。
- (3) 救済援護に必要な物資に関すること。
- (4) 災害救助に関すること。
- (5) 民生委員・児童委員に関すること。
- (6) 生活保護に関すること。
- (7) 略
- (8) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (9) 青少年の健全育成に関すること。
- (10) 戦傷病者の更生援護に関すること。
- (11) 未帰還者留守家族等の援護に関すること。
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 知的障害者の福祉に関すること。
- (15) 老人の福祉に関すること。
- (16) 略

(1)~(5) 略

### 福祉保健課

- (1) 社会福祉施設に関すること。
- (2) 生活保護 (総務福祉課の所掌に属するものを 除く。) に関すること。
- 祉課の所掌に属するものを除く。) に関すること。
- (4) 行旅病人及び行旅死亡人 (総務福祉課の所掌 に属するものを除く。) に関すること。
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 身体障害者の福祉に関すること。
- (10) 知的障害者の福祉に関すること。
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略

福祉総務課

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

- (17) 児童福祉施設に関すること。
- (18) その他社会福祉に関すること。

# (内部組織)

女性相談課、判定課及び一時保護課を置く。

### 総務福祉課

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 生活保護法に基づく医療機関の指導に関する こと。
- (3) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (4) 庶務に関すること。

### (内部組織)

第38条の4 福祉相談センターに総務課、児童相談課、 第38条の4 福祉相談センターに総務課、相談課、判 定課及び一時保護課を置く。

### 第4款 身体障害者更生施設

### (名称及び位置)

第43条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関す る条例 (昭和39年3月鳥取県条例第11号。以下「社 会福祉施設設置条例」という。) 第2条の規定によ り設置された身体障害者更生施設の名称及び位置は、 次のとおりである。

名 称	位	置
鳥取県立障害者福祉セ	鳥取市	
ンター厚和寮	にはは	

## (所掌事務)

第44条 身体障害者更生施設は、身体障害者の更生に 必要な治療及び訓練に関する事務を所掌する。

### 第45条 削除

# 第4款の2 略

### (名称及び位置)

り設置された知的障害者更生施設の名称及び位置は、 次のとおりとする。

名 称	位 置
略	鳥取市
鳥取県立鹿野第二かち	
み園	

# 第4款 略

# (名称及び位置)

第43条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関す 第45条の2 社会福祉施設設置条例第2条の規定によ る条例 (昭和39年鳥取県条例第11号。以下「社会福 祉施設設置条例」という。) 第2条の規定により設 置された知的障害者更生施設の名称及び位置は、次 のとおりである。

名 称	位 置
略	鳥取市
鳥取県立鹿野第二かち	
み園	

鳥取県立西部やまと園 西伯郡南部町 鳥取県立羽合ひかり園 東伯郡湯梨浜町

(所掌事務)

第44条 略

(所掌事務)

第45条の3 略

第4款の3 知的障害者授産施設

### (名称及び位置)

第45条の4 社会福祉施設設置条例第2条の規定によ り設置された知的障害者授産施設の名称及び位置は、 次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立白兎はまなす園	鳥取市

### (所掌事務)

第45条の5 知的障害者授産施設は、18歳以上の知的 障害者であって、雇用されることが困難なものを入 所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業 を与えて自活させる事務を所掌する。

# 第4款の4 身体障害者授産施設

# (名称及び位置)

第45条の6 社会福祉施設設置条例第2条の規定によ り設置された身体障害者授産施設の名称及び位置は、 次のとおりとする。

名 称	位	置	
鳥取県立障害者福祉セン	鳥取市		
ターつばさ園			
鳥取県立障害者福祉セン			
ターあさひ園			

### (所掌事務)

第45条の7 身体障害者授産施設は、身体障害者で雇 用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの 等を入所させ、又は通所させて、必要な訓練を行い、 かつ、職業を与え、自活させる事務を所掌する。

# 第4款の5 知的障害者通勤寮

# (名称及び位置)

第45条の8 社会福祉施設設置条例第2条の規定によ

り設置された知的障害者通勤寮の名称及び位置は、 次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立境港通勤寮	境港市

### (所掌事務)

第45条の9 知的障害者通勤寮は、15歳以上の知的障 害者であって、就労している者を入所させて、対人 関係の調整、余暇の活用等自活に必要な事項の指導 を行う事務を所掌する。

第4款の6 身体障害者療護施設

# (名称及び位置)

第45条の10 社会福祉施設設置条例第2条の規定によ り設置された身体障害者療護施設の名称及び位置は、 次のとおりである。

名 称	位 置	
鳥取県立障害者福祉セン	鳥取市	
ター友愛寮		

# (所掌事務)

第45条の11 身体障害者療護施設は、常時の介護を必 要とする身体障害者を入所させて、治療し、及び養 護する事務を所掌する。

第4款の7 略

(名称及び位置)

第45条の12 略

(所掌事務)

第45条の13 略

第5款の2 特別養護老人ホーム

# (名称及び位置)

第47条の2 社会福祉施設設置条例第2条の規定によ り設置された特別養護老人ホームの名称及び位置は、 次のとおりである。

	位 置
鳥取県立三津白寿苑	鳥取市
鳥取県立巌城はごろも苑	倉吉市

第4款の2 略

(名称及び位置)

第45条 略

(所掌事務)

第45条の2 略

鳥取県立皆生みどり苑 米子市

(所掌事務)

れぞれ当該右欄に掲げる課を置く。

第47条の3 特別養護老人ホームは、65歳以上の者で あって、身体上又は精神上著しい障害があるために 常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを 受けることが困難なものを入所させて介護する事務 を所掌する。

### (内部組織)

第52条 次の表の左欄に掲げる児童相談所ごとに、そ 第52条 次の表の左欄に掲げる児童相談所ごとに、そ れぞれ当該右欄に掲げる課を置く。

略	
鳥取県米子児童相談所	相談課・判定保護課

### (名称及び位置)

第64条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設 第64条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設 置された肢体不自由児施設の名称及び位置は、次の とおりである。

名 称	位 置
鳥取県立総合療育セン	米子市
ター	
略	

## (内部組織)

第66条 総合療育センターに事務部、医務部、看護部、│第66条 皆生小児療育センターに事務部、医務部、看 社会参加部及び通園部を置き、事務部に庶務係及び 監理係を置く。

(名称、位置及び所管区域)

第71条の2 略

(名称及び位置)

とおりである。

(内部組織)

名 称 位 置 鳥取県立皆生小児療育 米子市 センター

置された肢体不自由児施設の名称及び位置は、次の

鳥取県米子児童相談所|総務課・相談課・判定保 護課

略

# (内部組織)

護部、社会参加部及び通園部を置き、事務部に庶務 係及び監理係を置く。

(名称、位置及び所管区域)

第71条の2 略

2 鳥取県保健所条例第3条の規定により設置された 保健所の支所の名称、位置及び所管区域は、次のと おりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取保	八頭郡	八頭郡
健所郡家支所	八頭町	

# (内部組織及び所掌事務)

第71条の3 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、そ│第71条の3 次の表の左欄に掲げる保健所及びその支 れぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分 所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、 掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を

### (内部組織及び所掌事務)

課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に

### 置く。

直乀。		
鳥取県鳥	福祉企画課	総務係・指導支援係
取保健所		
	障害者支援課	障害者支援係・福祉と
		保健の相談室
	健康支援課	
	/+∵纤™+÷÷⊞	
	生活環境課	
鳥取県倉	福祉支援課	指導支援係・介護保険
与 お お お は は は は は は は は は は は は り は り は り	伸性又抜床	
古体性別		<u>係</u>
	福祉支援課	障害福祉係・保護係・
		母子高齢者係・心と女
		性の相談室
	健康支援課	医薬係・感染症・疾病
		対策係・健康増進係
	略	
鳥取県米	福祉企画課	総務係・ <u>指導支援係</u>
子保健所	障害者支援課	障害者支援係・心と女
		性の相談室
	健康支援課	医薬係・感染症・疾病
		対策係・健康増進係
	略	
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課 略 福祉支援課

健康支援課

精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。 <u>障害者支援課</u> 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。 掲げる係を置く。

1811 S 111 G	₽ V°	
鳥取県鳥	福祉企画課	総務係・ <u>企画係</u>
取保健所		
	福祉保健課	障害福祉係・保護係・
		母子高齢者係・福祉と
		保健の相談室
	健康支援課	医薬係・予防係・健康
		増進係
	生活環境課	
鳥取県鳥	総務福祉課	総務係・保護係
取保健所	保健衛生課	衛生係・指導係
郡家支所		
鳥取県倉	福祉企画課	総務係・企画係
吉保健所		
	福祉保健課	障害福祉係・保護係・
		母子高齢者係・心と女
		性の相談室
	健康支援課	医薬係・予防係・健康
		増進係
	略	
鳥取県米	福祉企画課	総務係・企画係
子保健所	福祉保健課	障害福祉係・保護係・
		母子高齢者係・心と女
		性の相談室
	健康支援課	医薬係・予防係・健康
		増進係
	略	
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。<u>ただし、</u> 鳥取県鳥取保健所の福祉企画課、福祉保健課、健康 支援課及び生活環境課の所掌事務は、鳥取県鳥取保 健所郡家支所の所管区域に係る事務を除いたものと し、鳥取県鳥取保健所郡家支所の総務福祉課及び保 健衛生課の所掌事務は、鳥取県鳥取保健所郡家支所 の所管区域に係る事務に限るものとする。

福祉企画課 略

福祉保健課

- (1) 母体保護及び母子衛生に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

健康支援課

- (1)~(12) 略
- (13) 母体保護及び母子保健に関すること。
- (14) 老人保健に関すること。
- (15) 略

生活環境課 略

福祉総務課 略

保健衛生課

- (1)~(3) 略
- (4) 母体保護及び母子保健に関すること。
- (5)~(29) 略

第2款 削除

(1)~(12) 略

(13) 略

生活環境課 略

総務福祉課及び福祉総務課 略

保健衛生課

- (1)~(3) 略
- (4) 母体保護及び母子衛生に関すること。
- (5)~(29) 略

第2款 衛生環境研究所

(設置)

第77条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例 (平成14年鳥取県条例第9号) 第2条の規定により設置された衛生環境研究所の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県衛生環境研究所	東伯郡湯梨浜町

### (所掌事務)

- 第78条 衛生環境研究所は、地方公衆衛生に係る次に 掲げる事務を所掌する。
  - (1) 細菌学的検査に関すること。
  - (2) 病理臨床試験検査に関すること。
  - (3) 化学試験に関すること。
  - (4) 食品の衛生検査に関すること。
  - (5) 公害の防止のための試験検査に関すること。

(内部組織)

第79条 衛生環境研究所に総務課、企画調整室、保健 衛生室、食品衛生室、水環境室、環境化学室及び大 気・地球環境室を置く。

第84条から第89条まで 削除

### 第77条から第79条まで 削除

第84条及び第85条 削除

第5款 山陰海岸自然科学館

# (名称及び位置)

第86条 鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関する 条例第2条の規定により設置された自然科学館のう

名 称	位 置
鳥取県立山陰海岸自然科	岩美郡岩美町
学館	

### (所掌事務)

第87条 自然科学館は、鳥取県の自然に関する知識の 普及及び自然保護思想の高揚を図るための各種資料 の展示その他の事務を所掌する。

第6款 氷ノ山自然ふれあい館

# (名称及び位置)

第88条 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管 理に関する条例 (平成10年鳥取県条例第25号) 第2 条の規定により設置された氷ノ山自然ふれあい館の 名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立氷ノ山自然ふれ	八頭郡若桜町
あい館	

# (所掌事務)

第89条 氷ノ山自然ふれあい館は、国定公園氷ノ山の 豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提 供するとともに、自然を大切にする心をはぐくむた めの事務を所掌する。

### (内部組織及び所掌事務)

第107条 次の表の左欄に掲げる地方農林振興局ごと 第107条 次の表の左欄に掲げる地方農林振興局ごと 及所を置く。

鳥取県鳥	総務課
取地方農	農業振興課
林振興局	鳥取農業改良普及所
	気高農業改良普及所
	地域整備課
	林業振興課
鳥取県八	総務課
頭地方農	農業振興課
林振興局	八頭農業改良普及所
	地域整備課
I	

### (内部組織及び所掌事務)

に、それぞれ同表の右欄に掲げる課及び農業改良普 に、それぞれ同表の中欄に掲げる課及び農業改良普 及所を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ 同表の右欄に掲げる係を置く。

鳥取県鳥	総務課	総務係・会計係
取地方農	農業振興課	生産流通係・経営支
林振興局		援係・地域振興係
	鳥取農業改良普	
	及所	
	気高農業改良普	
	及所	
	地域整備課	
	林業振興課	林政係・振興係・林
		道係

### 林業振興課

2	略

3 各課及び農業改良普及所の所掌事務は、次のとお 3 各課及び農業改良普及所の所掌事務は、次のとお りとする。

総務課 略

農業振興課

- (1)~(14) 略
- (15) 野生鳥獣による農作物の被害に関すること。 農業改良普及所
- (1) 改良普及員 (農業改良助長法第8条第1項の | (1) 改良普及員の行う事務の連絡調整その他農業 普及指導員を含む。) の行う事務により得られた 知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に 関する科学的技術及び知識の普及指導を総合する ための活動に関すること。
- (2)及び(3) 略

地域整備課 略

林業振興課

(1)~(3) 略

- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略

鳥取県八	総務課	総務係・会計係
頭地方農	農業振興課	生産流通係・経営支
林振興局		援係・地域振興係
	八頭農業改良普	
	及所	
	地域整備課	
	林業振興課	林政係・振興係・林
		道係

### 2 略

りとする。

総務課 略

農業振興課

(1)~(14) 略

# 農業改良普及所

- 経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び 知識の普及指導を総合するための活動に関するこ と。
- (2)及び(3) 略

地域整備課 略

林業振興課

- (1)~(3) 略
- (4) 野生鳥獣による農作物の被害に関すること。
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- <u>(10)</u> 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略 (19) 略
- (20) 略

(所掌事務)

第113条 農業試験場は、次に掲げる農業に係る試験 │第113条 農業試験場は、次の各号に掲げる農業に係 研究、調査等の事務を所掌する。

(1)~(7) 略

- (8) 水田機能の維持・保全に関すること。
- (9) 略

(内部組織)

第114条 農業試験場に、総務課、作物研究室、環境 第114条 農業試験場に、総務課、作物研究室、環境 研究室、経営技術研究室及び水田基盤研究室を置く。

(内部組織)

第145条 林業試験場に総務課、森林管理研究室及び│第145条 林業試験場に総務課、森林造成研究室、林 木材利用研究室を置く。

(内部組織)

資源室及び試験船第1鳥取丸を置く。

(内部組織)

第152条の2 栽培漁業センターに、総務課、生産技|第152条の2 栽培漁業センターに、総務課、生産技 術室、増殖技術室及び試験船第2鳥取丸を置く。

(内部組織及び所掌事務)

第156条 略

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略 維持管理課

- (1)~(3) 略
- (4) 道路等の境界確定及び用途廃止に関すること。
- (5)及び(6) 略

用地課~鳥取環状道路建設推進室 略 建築住宅課

(1) 建築及び住宅行政に関すること (鳥取地方県 土整備局にあっては、八頭地方県土整備局の所管 区域内に係るものを含む。以下建築住宅課の項に おいて同じ。)。

(2)~(6) 略

第8節の2 行政監察監の所管に属する機関

(所掌事務)

る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1)~(7) 略

(8) 略

(内部組織)

研究室及び経営技術研究室を置く。

(内部組織)

業生産研究室、森林管理研究室及び木材加工研究室 を置く。

(内部組織)

第150条 水産試験場に、総務課、漁場開発室、海洋│第150条 水産試験場に、総務課、漁場開発科、海洋 資源科及び試験船第1鳥取丸を置く。

(内部組織)

術科、増殖技術科及び試験船第2鳥取丸を置く。

(内部組織及び所掌事務)

第156条 略

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略

維持管理課

- (1)~(3) 略
- (4) 道路等の境界確定及び用途廃止、国土交通省 所管の国有財産の用途廃止に関すること。
- (5)及び(6) 略

用地課~鳥取環状道路建設推進室 略 建築住宅課

- (1) 建築及び住宅行政に関すること(鳥取地方県 土整備局にあっては、八頭地方県土整備局の管轄 区域内に係るものを含む。以下建築住宅課の項に おいて同じ。)。
  - (2)~(6) 略

# (設置)

第156条の17の2 工事検査出張所を次のとおり置く。

名称	位置	管轄区域
倉吉工事検査	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
出張所		
米子工事検査	米子市	米子市、境港市、西伯郡
出張所		及び日野郡

### (所掌事務)

第156条の17の3 工事検査出張所は、それぞれ前条 の表管轄区域の欄に掲げる区域において、次に掲げ る事務を所掌する。

- (1) 県が施行する建設工事の検査に関すること。
- (2) 県費補助に係る建設工事の検査(技術的又は 専門的なもので知事が特に必要があると認めるも のに限る。) に関すること。

第8節の3 総務部及び企画部の所管に属する 機関

### (職制)

### 第157条 略

- その職務を代行させるため、必要があると認めると きは、地方機関に次長を、内部組織である部に次長 するものを含む。) を置くことができる。
- 3 略

附 則

1及び2 略

第8節の2 総務部及び生活環境部の所管に属 する機関

### (職制)

### 第157条 略

- 2 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合は、2 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合は、 その職務を代行させるため、必要があると認めると きは、地方機関に次長を、内部組織である部に次長 を、局に副局長を、課に課長補佐(課長補佐に相当 | を、課に課長補佐を、肢体不自由児施設の看護部に 婦長を置くことができる。
  - 3 略

附 則

1及び2 略

(鳥取市と八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村 の合併に伴う鳥取県鳥取保健所郡家支所の名称、位置 及び所管区域の特例)

3 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間 における第71条の2第2項の適用については、同項 の規定にかかわらず、鳥取県鳥取保健所郡家支所の 名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。こ の場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそ れらの区域は、平成16年10月31日におけるものを示 す (次項から第6項までにおいて同じ。)。

名称	位置	所管区域

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原 町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、 同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方農林振興 局の名称、位置及び管轄区域の特例)

3 平成16年11月1日から当分の間、第106条の適用 については、同条の規定にかかわらず、鳥取県鳥取 地方農林振興局及び鳥取県八頭地方農林振興局の名 称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。この 場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれ らの区域は、平成16年10月31日におけるものを示す (次項から第5項までにおいて同じ。)。

名称	位置	管轄区域
鳥取県鳥取地	鳥取市	鳥取市(旧八頭郡河原町、
方農林振興局		旧八頭郡用瀬町及び旧八
		頭郡佐治村の区域を除く。)
		及び岩美郡
鳥取県八頭地	八頭郡	鳥取市(旧八頭郡河原町、
方農林振興局	八頭町	旧八頭郡用瀬町及び旧八
		頭郡佐治村の区域に限る。)
		及び八頭郡

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原 町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、 同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う普及指導セン ターの名称、位置及び管轄区域の特例)

4 平成16年11月1日から当分の間、第107条第2項 の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取 農業改良普及所、気高農業改良普及所及び八頭農業 改良普及所の名称、位置及び管轄区域については、 次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
鳥取農業改良	鳥取市	鳥取市(旧八頭郡河原町、
普及所		旧八頭郡用瀬町、旧八頭
		郡佐治村、旧気高郡気高
		町、旧気高郡鹿野町及び
		旧気高郡青谷町の区域を
		除く。) 及び岩美郡
気高農業改良	鳥取市	鳥取市(旧気高郡気高町、
普及所		旧気高郡鹿野町及び旧気
		高郡青谷町の区域に限る。)

鳥取県鳥取保	八頭郡	鳥取市(旧八頭郡河原町、
健所郡家支所	八頭町	旧八頭郡用瀬町及び旧八
		頭郡佐治村の区域に限る。)
		及び八頭郡

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原 町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、 同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方農林振興 局の名称、位置及び管轄区域の特例)

4 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間 における第106条の適用については、同条の規定に かかわらず、鳥取県鳥取地方農林振興局及び鳥取県 八頭地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、 次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
鳥取県鳥取地	鳥取市	鳥取市 (旧八頭郡河原町、
方農林振興局		旧八頭郡用瀬町及び旧八
		頭郡佐治村の区域を除く。)
		及び岩美郡
鳥取県八頭地	八頭郡	鳥取市(旧八頭郡河原町、
方農林振興局	八頭町	旧八頭郡用瀬町及び旧八
		頭郡佐治村の区域に限る。)
		及び八頭郡

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原 町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、 同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地域農業改良 普及センターの名称、位置及び管轄区域の特例)

5 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間 における第107条第2項の適用については、同項の 規定にかかわらず、鳥取農業改良普及所、気高農業 改良普及所及び八頭農業改良普及所の名称、位置及 び管轄区域については、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
鳥取農業改良	鳥取市	鳥取市(旧八頭郡河原町、
普及所		旧八頭郡用瀬町、旧八頭
		郡佐治村、旧気高郡気高
		町、旧気高郡鹿野町及び
		旧気高郡青谷町の区域を
		除く。) 及び岩美郡
気高農業改良	鳥取市	鳥取市(旧気高郡気高町、
普及所		旧気高郡鹿野町及び旧気
		高郡青谷町の区域に限る。)
	I	

八頭農業改良	八頭郡	鳥取市 (旧八頭郡河原町、
普及所	八頭町	旧八頭郡用瀬町及び旧八
		頭郡佐治村の区域に限る。)
		及び八頭郡

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原 町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、 同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方県土整備 局の名称、位置及び所管区域の特例)

5 平成16年11月1日から当分の間、第155条の適用 については、同条の規定にかかわらず、鳥取県鳥取 地方県土整備局及び鳥取県八頭地方県土整備局の名 称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取地	鳥取市	鳥取市(旧八頭郡河原町、
方県土整備局		旧八頭郡用瀬町及び旧八
		頭郡佐治村の区域を除く。)
		及び岩美郡
鳥取県八頭地	八頭郡	鳥取市(旧八頭郡河原町、
方県土整備局	八頭町	旧八頭郡用瀬町及び旧八
		頭郡佐治村の区域に限る。)
		及び八頭郡

八頭農業改良	八頭郡	鳥取市(旧八頭郡河原町、				
普及所	八頭町	旧八頭郡用瀬町及び旧八				
		頭郡佐治村の区域に限る。)				
		及び八頭郡				

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原 町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、 同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方県土整備 局の名称、位置及び所管区域の特例)

6 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間 における第155条の適用については、同条の規定に かかわらず、鳥取県鳥取地方県土整備局及び鳥取県 八頭地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、 次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取地	鳥取市	鳥取市(旧八頭郡河原町、
方県土整備局		旧八頭郡用瀬町及び旧八
		頭郡佐治村の区域を除く。)
		及び岩美郡
鳥取県八頭地	八頭郡	鳥取市(旧八頭郡河原町、
方県土整備局	八頭町	旧八頭郡用瀬町及び旧八
		頭郡佐治村の区域に限る。)
		及び八頭郡

(日野郡溝口町の廃止及び西伯郡伯耆町の設置に伴う 総合事務所の名称、位置及び所管区域の特例)

7 平成17年1月1日から同年3月31日までの間にお ける第26条の2の適用については、同条の規定にか かわらず、鳥取県西部総合事務所及び鳥取県日野総 合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおり とする。この場合において、「旧」をつけた町の名 称及びその地域は、平成16年12月31日におけるもの を示す (次項から第11項までにおいて同じ。)。

名称	位置	所管区域			
鳥取県西部総	米子市	米子市、境港市及び西伯			
合事務所		郡(伯耆町のうち旧日野			
		郡溝口町の区域を除く。)			
鳥取県日野総	日野郡	西伯郡 (伯耆町のうち旧			
合事務所	日野町	日野郡溝口町の区域に限			
		る。) 及び日野郡			

(日野郡溝口町の廃止及び西伯郡伯耆町の設置に伴う 鳥取県西部県税事務所日野支所の名称、位置及び管轄 区域の特例)

8 平成17年1月1日から同年3月31日までの間にお ける第33条第2項の適用については、同項の規定に

かかわらず、鳥取県西部県税事務所日野支所の名称、 位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
鳥取県西部県	日野郡	西伯郡 (伯耆町のうち旧
税事務所日野	日野町	日野郡溝口町の区域に限
支所		る。) 及び日野郡

(日野郡溝口町の廃止及び西伯郡伯耆町の設置に伴う 鳥取県西部福祉保健局の名称、位置及び管轄区域の特 例)

9 平成17年1月1日から同年3月31日までの間にお ける第36条の11の適用については、同条の規定にか かわらず、鳥取県西部福祉保健局の名称、位置及び 管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
鳥取県西部福	米子市	米子市、境港市及び西伯
祉保健局		郡(伯耆町のうち旧日野
		郡溝口町の区域を除く。)

(日野郡溝口町の廃止及び西伯郡伯耆町の設置に伴う 福祉事務所の名称、位置及び所管区域の特例)

10 平成17年1月1日から同年3月31日までの間における第37条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県西部福祉事務所及び鳥取県日野福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

		所管	区域
名称	位置	社会福祉法第	その他の事務
一个小	山山田	14条第 5 項の	
		事務	
鳥取県西	米子市	西伯郡 (伯耆	米子市、境港
部福祉事		町のうち旧日	市及び西伯郡
務所		野郡溝口町の	(伯耆町のう
		区域を除く。)	ち旧日野郡溝
			口町の区域を
			除く。)
鳥取県日	日野郡	西伯郡 (伯耆	西伯郡 (伯耆
野福祉事	日野町	町のうち旧日	町のうち旧日
務所		野郡溝口町の	野郡溝口町の
		区域に限る。)	区域に限る。)
		及び日野郡	及び日野郡

(日野郡溝口町の廃止及び西伯郡伯耆町の設置に伴う 保健所の名称、位置及び所管区域の特例)

11 平成17年1月1日から同年3月31日までの間にお ける第71条の2第1項の適用については、同項の規

定にかかわらず、鳥取県米子保健所及び鳥取県日野 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりと する。

 名称	位置	所管区域			
鳥取県米子保	米子市	米子市、境港市及び西伯			
健所		郡(伯耆町のうち旧日野			
		郡溝口町の区域を除く。)			
鳥取県日野保	日野郡	西伯郡 (伯耆町のうち旧			
健所	日野町	日野郡溝口町の区域に限			
		る。) 及び日野郡			

第4条 鳥取県行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。) に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する 場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当

該改正部分を削る。	
改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章~第3章 略	第1章~第3章 略
第4章 地方機関	第4章 地方機関
第1節及び第1節の2 略	第1節及び第1節の2 略
第2節 総務部の所管に属する機関	第2節 総務部の所管に属する機関
第1款~第8款 略	第1款~第8款 略
	第9款 大山自然科学館 (第34条の5の2)
第3節~第10節 略	第 3 節 ~ 第10節 略
第5章 略	第5章略
附則	附則
(機関の分類)	(機関の分類)
第2条 略	第2条 略
2 及び3 略	2 及び3 略
4 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。	4 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略

(4) 法第244条第1項の規定に基づき設置される (4) 法第244条第1項の規定に基づき設置される 公の施設 (鳥取県衛生環境研究所、鳥取県産業技 術センター、鳥取県立農業大学校及び鳥取県立大 山自然歴史館を除く。)

(内部組織及び所掌事務)

第26条の3 略

2 各総合事務所の県民局各課の所掌事務は、次の表 2 各総合事務所の県民局各課の所掌事務は、次の表

公の施設 (鳥取県衛生環境研究所、鳥取県産業技 術センター及び鳥取県立農業大学校を除く。)

(内部組織及び所掌事務)

第26条の3 略

事務		所掌する課							
	中部総合			西部総合事務				日野総	
	事	務所	県	所県民局			合事務		
	民	局						所県民	
								局	
	企画総務課			企画総務課 原民課			企画総務課	県民課	
1~22 略		•			•			•	
23 鳥取県立									
大山自然歴									
史館に関す									
ること。									
24及び25 略				1					

3 略

の所掌する課の欄に 印により定めるとおりとする。 の所掌する課の欄に 印により定めるとおりとする。

事務		所掌する課								
	中	中部総合			西部総合事務				日野総	
	事	務所	県	所県民局			合事務			
	民	局						所県民		
								局		
	企画総務課	県民課	振興課	企画総務課	県民課	振興課	商工労働課	企画総務課	県民課	
1~22 略			ı							
23 大山自然										
科学館及び										
鳥取県立大										
山自然歷史										
館に関する										
こと。										
24及び25 略										

3 略

# 第9款 大山自然科学館

# (名称及び位置)

第34条の5の2 鳥取県立自然科学館の設置及び管理 に関する条例 (昭和51年鳥取県条例第27号) 第2条 の規定により設置された自然科学館のうち大山自然 科学館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立大山自然科学館	西伯郡大山町

# (名称及び位置)

の規定により設置された山陰海岸自然科学館の名称 及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立山陰海岸自然科	岩美郡岩美町
学館	

# (名称及び位置)

第86条 鳥取県立山陰海岸自然科学館の設置及び管理 第86条 鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関する に関する条例(昭和51年鳥取県条例第27号)第2条 条例第2条の規定により設置された自然科学館のう ち山陰海岸自然科学館の名称及び位置は、次のとお りである。

名 称	位 置
鳥取県立山陰海岸自然科	岩美郡岩美町
学館	

# 第5条 鳥取県行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 前 改 正 後

### (設置)

第115条 園芸試験場を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県園芸試験場	東伯郡北栄町

# (設置)

第115条 園芸試験場を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県園芸試験場	東伯郡大栄町

### (内部組織)

## 第117条 略

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県園芸試験場砂丘地	東伯郡北栄町
農業研究センター	

3 及び 4 略

### (内部組織)

### 第117条 略

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県園芸試験場砂丘地	東伯郡北条町
農業研究センター	

3 及び 4 略

### 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定め る日から施行する。
  - (1) 第1条 平成17年3月28日
  - (2) 第2条 平成17年3月31日
  - (3) 第4条 鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の施行の日
  - (4) 第5条 平成17年10月1日

(建築士法施行細則等の一部改正)

2 次の表の規則名の欄に掲げる規則の同表の条項等の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれ ぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

規 則 名	条項等	改正前	改正後
建築士法施行細則 (昭和25年鳥取県規則第85	第3条の2	県土整備部建築課	生活環境部景観まちづ
号)			くり課
鳥取県県営林極印取扱規則 (昭和32年鳥取県	第8条、第9	森林保全課長	林政課長
規則第39号)	条及び第11条		
	第1項		
現業職員の給与に関する規則 (昭和32年鳥取	別表第1の2	皆生小児療育センター	総合療育センター
県規則第46号)			
鳥取県公有財産事務取扱規則 (昭和39年鳥取	第2条第1号	及び文化観光局	、文化観光局及び行政
県規則第27号)			監察監
	第5条	及び文化観光局長	、文化観光局長及び行
			政監察監
	第9条第2項	鳥取県産業技術センター	鳥取県自治研修所、鳥
	及び第14条第		取県衛生環境研究所、
	2項		鳥取県産業技術センター
鳥取県知事の資産等の公開に関する規則 (平	第7条第3項	又は鳥取県日野総合事	、鳥取県日野総合事務

58 平成17年3月25日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外)第37号

成7年鳥取県規則第104号)		務所県民局	所県民局又は鳥取県八
			頭県民局
鳥取県外部監査契約を締結しようとする相手	第2条	総務部総務課	行政監察監行政監察室
方の資格を証する書面の閲覧に関する規則			
(平成11年鳥取県規則第3号)			

(鳥取県立境港通勤寮管理規則の廃止)

_		1-1-	
_	鳥取県立境港通勤寮管理規則	17	128 I F 74 A